

活性化情報
中小企業
がごしま

2014
第708号

6

今月の特集

中小企業のための
融資・助成・補助事業

平成26年度
中央会の補助事業活用のご案内



鹿児島県中小企業団体中央会



1 特集 1

中小企業のための融資・助成・補助事業

39 特集 2

平成 26 年度中央会の補助事業活用のご案内

44 「特別寄稿」時代の風を読む

日本の伝統食「納豆」を継承する 安心・安全なものづくり

株式会社しか屋 代表取締役 宮之原 正治 氏

50 Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

芋焼酎の製造・販売を通じた 地域経済・地域社会への貢献

大口酒造株式会社 代表取締役 向原 英作 氏

54 組合インタビュー

鹿児島県化粧品小売協同組合 理事長 馬場 伸行 氏

～美と健康増進でお客様のくらしをサポート!～

55 中央会の動き

第 59 回中央会通常総会
第 39 回青年部会通常総会
第 35 回女性部会通常総会

63 組合運営のスペシャリストを目指そう!

64 教えてぐりぶー! 組合運営 (規約・規程の作成について)

65 業界情報 (平成 26 年 4 月情報連絡員報告)

67 倒産概況 (平成 26 年 5 月鹿児島県内企業倒産概況)

69 中央会関連主要行事予定

中小企業のための融資・助成・補助事業

鹿児島県内の各市町の融資・助成・補助事業をご紹介します。詳細な情報やご相談については、各市役所・町役場にお問い合わせください。優遇措置などについては、適用要件に詳細な条件が設定されている場合があります。

自治体名	ページ	自治体名	ページ	自治体名	ページ
鹿児島市	1	指宿市	21	志布志市	30
鹿屋市	12	西之表市	21	奄美市	30
枕崎市	12	日置市	22	垂水市	35
出水市	13	曾於市	23	南九州市	35
薩摩川内市	14	霧島市	24	始良市	36
阿久根市	18	いちき串木野市	26	さつま町	37
伊佐市	20	南さつま市	27		

上記以外の町村に関しては、役場の中小企業支援担当者にお問い合わせください。

※ 鹿児島県に関する融資・助成・補助事業については、下記ホームページでご参照下さい。

商工業関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/syoko/index.html>

企業立地関係 <http://www.pref.kagoshima.jp/sangyo-rodo/kigyoo/index.html>

●鹿児島市

●鹿児島市中小企業融資制度

鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者(創業支援資金を除く)に対して、経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けていますのでご利用ください。

主な申込要件

- ① 納期の到来している市税を完納していること
- ② 経営内容及び資金の使途が明確で、償還が確実と認められること
- ③ 許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がなされていること
- ④ 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

※ 銀行取引停止処分や保証協会の延滞・求償権のある人は申込みできません。

(平成 26 年6月1日現在)

◇融資利率については、金融情勢により変動することがありますので、あらかじめお問い合わせください。

◇信用保証協会の保証料に対しては、市が補助(表内の保証料補助)しています。

◇各表内の注記については7ページに説明があります。

融資の対象にならない主な業種

農業、漁業、金融・保険業(損害保険代理業、生命保険代理店などを除く)
 バー、スナックなどの風俗営業(食事の提供を主目的とする飲食業を除く)

■産業振興資金

利用者	事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000万円以内
融資期間	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.9% 1年超3年以内 年 2.1% 3年超7年以内 年 2.4% 7年超 年 2.5%
信用保証料率 (注1)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	1/2(注2)
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注3)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫

■短期事業資金

利用者	短期の運転資金が必要な方
資金用途	運転資金
融資金額	600万円以内 組合 1,000万円以内
融資期間	1年以内
償還方法	一括又は分割償還
融資利率	1年以内 年 1.9%
信用保証料率 (注1)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	1/2(注2)
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注3)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫

■特別小口資金(責任共有対象外)

利用者	同一事業を1年以上経営している小規模企業者(注4) 市県民税に所得割が課されている方
-----	---

	申込みのとき、保証協会の保証残高のない方(注5)
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	1,250 万円以内
融資期間	7年以内(1年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.90% 1年超3年以内 年 2.05% 3年超5年以内 年 2.25% 5年超 年 2.35%
信用保証料率 (注1)	無担保:年 0.65%
保証料補助	3/5
連帯保証人	不要
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫

■小規模企業支援資金(責任共有対象外)

利用者	中小企業信用保険法第2条第3項に規定する小規模企業者(注4)
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	1,250 万円以内 (ただし、既存の保証残高との合計の範囲内とする)
融資期間	7年以内(1年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.90% 1年超3年以内 年 2.05% 3年超5年以内 年 2.25% 5年超 年 2.35%
信用保証料率 (注1)	有担保:年 0.4%～2.1% 無担保:年 0.5%～2.2%
保証料補助	3/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注3)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫

■経営安定化資金(特定中小企業者)(1～6号:責任共有対象外)

利用者	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号に規定する特定中小企業者 (国のセーフティネット保証制度に対応)(注6)
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	3,000 万円以内
融資期間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率	1年以内 年 1.9%

(融資期間に応じて)	1年超3年以内	年 2.0%
	3年超5年以内	年 2.1%
	5年超7年以内	年 2.3%
	7年超	年 2.4%
信用保証料率 (注1)	1～6号:年 0.87% 7～8号:年 0.80%	
保証料補助	4/5	
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注3)	
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■経営安定化資金(東日本大震災関連特別対策)(責任共有対象外)(注7)

利用者	東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 128 条第1項各号に規定する中小企業者(国の東日本大震災復興緊急保証制度に対応) (注8)	
資金用途	運転資金・設備資金	
融資金額	3,000 万円以内	
融資期間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10 年以内(2年据置含)	
償還方法	元金均等による月賦償還	
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内	年 1.9%
	1年超3年以内	年 2.0%
	3年超5年以内	年 2.1%
	5年超7年以内	年 2.3%
	7年超	年 2.4%
信用保証料率 (注1)	年 0.80%	
保証料補助	4/5	
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注3)	
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■経営安定化資金(経済環境変化等)

利用者	経済環境の変化等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認める方 (注9)	
資金用途	運転資金・設備資金	
融資金額	3,000 万円以内	
融資期間	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10 年以内(2年据置含)	
償還方法	元金均等による月賦償還	
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内	年 1.9%
	1年超3年以内	年 2.0%
	3年超5年以内	年 2.1%
	5年超7年以内	年 2.3%

	7年超 年 2.4%
信用保証料率 (注1)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	4/5
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注3)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫

■環境配慮促進資金

利用者	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001 の認証取得に資金が必要な方 ・ 低公害車(ハイブリッド、電気、天然ガス自動車)を購入する方 ・ 新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方 ・ ISO14001、エコアクション 21、KES、市環境管理事業所の認証等を取得している方で、事業資金が必要な方 										
資金用途	運転資金・設備資金										
融資金額	3,000 万円以内										
融資期間	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含)										
償還方法	元金均等による月賦償還										
融資利率 (融資期間に応じて)	<table> <tr> <td>1年以内</td> <td>年 1.90%</td> </tr> <tr> <td>1年超3年以内</td> <td>年 2.05%</td> </tr> <tr> <td>3年超5年以内</td> <td>年 2.25%</td> </tr> <tr> <td>5年超7年以内</td> <td>年 2.35%</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>年 2.45%</td> </tr> </table>	1年以内	年 1.90%	1年超3年以内	年 2.05%	3年超5年以内	年 2.25%	5年超7年以内	年 2.35%	7年超	年 2.45%
1年以内	年 1.90%										
1年超3年以内	年 2.05%										
3年超5年以内	年 2.25%										
5年超7年以内	年 2.35%										
7年超	年 2.45%										
信用保証料率 (注1)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%										
保証料補助	4/5										
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注3)										
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫										

■災害対策資金

利用者	火災や自然災害等の被害を受けた方で、その対策に資金が必要な方 ※り災証明を受けた方または上記被害をうけたことについて特に市長が認める方										
資金用途	運転資金・設備資金										
融資金額	1,500 万円以内										
融資期間	運転7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(3年据置含)										
償還方法	元金均等による月賦償還										
融資利率 (融資期間に応じて)	<table> <tr> <td>1年以内</td> <td>年 1.9%</td> </tr> <tr> <td>1年超3年以内</td> <td>年 2.0%</td> </tr> <tr> <td>3年超5年以内</td> <td>年 2.1%</td> </tr> <tr> <td>5年超7年以内</td> <td>年 2.3%</td> </tr> <tr> <td>7年超</td> <td>年 2.4%</td> </tr> </table>	1年以内	年 1.9%	1年超3年以内	年 2.0%	3年超5年以内	年 2.1%	5年超7年以内	年 2.3%	7年超	年 2.4%
1年以内	年 1.9%										
1年超3年以内	年 2.0%										
3年超5年以内	年 2.1%										
5年超7年以内	年 2.3%										
7年超	年 2.4%										

信用保証料率 (注1)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	全額
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注3)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫

■創業支援資金

利用者	市内で新たに事業を開始する方(事業実績のない方や事業実績が 6 月未満の方も対象) ※自己資金が必要
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	1,000 万円以内(うち運転資金は 700 万円以内)ただし必要額の 80%以内 (注 10)
融資期間	運転7年以内(1年据置含) 設備 10 年以内(1年6月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内 年 1.90% 1年超3年以内 年 2.05% 3年超5年以内 年 2.25% 5年超7年以内 年 2.35% 7年超 年 2.45% (注 11)
信用保証料率 (注1)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%
保証料補助	2/3
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注3)
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫

■新事業展開支援資金

利用者	同一事業を1年以上営んでいる方で、次の①~④のいずれかに該当する方 ①事業転換や多角化をするための資金が必要な方 ②市内において新規雇用を伴う事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行うために資金が必要な方(注 12) ③鹿児島市新産業創出研究会が実施する「新産業創出研究会部会」に参加する中小企業者で、新商品・サービスの研究開発等に資金が必要な方 ④「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者で、販路拡大や商品開発等に資金が必要な方(入賞年度を含め5年度以内の方が対象)
資金用途	運転資金・設備資金
融資金額	(転業・多角化)1,200 万円以内 (事業拡大・新産業創出研究会・新特産品コンクール)3,000 万円以内
融資期間	運転7年以内(1年据置含) 設備 10 年以内(1年6月据置含)
償還方法	元金均等による月賦償還
融資利率	1年以内 年 1.90%

(融資期間に応じて)	1年超3年以内	年 2.05%
	3年超5年以内	年 2.25%
	5年超7年以内	年 2.35%
	7年超	年 2.45%
信用保証料率 (注1)	有担保:年 0.35%~1.80% 無担保:年 0.45%~1.90%	
保証料補助	多角化・事業拡大等、新産業創出研究会:2/3 新特産品コンクール:4/5	
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注3)	
取扱金融機関	鹿児島銀行・南日本銀行・鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫 鹿児島興業信用組合・鹿児島県医師信用組合・奄美大島信用金庫 福岡銀行・西日本シティ銀行・肥後銀行・熊本銀行・宮崎銀行・宮崎太陽銀行 商工組合中央金庫	

■大島紬緊急救済対策資金

利用者	売上不振等から不況に陥っている大島紬関係の法に基づく組合とその組合員	
資金用途	運転資金	
融資金額	組合 5,000 万円以内 組合員 2,000 万円以内	
融資期間	3年以内(1年据置含)	
償還方法	一括又は分割償還	
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内	年 1.9%
	(売上減)	(年 1.65%)
	1年超	年 2.1%
信用保証料率	信用保証協会の保証を必要としない	
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 13)	
取扱金融機関	商工組合中央金庫	

■協同組合等活性化資金

利用者	従業員福利厚生対策及び商店街活性化対策などを行う、法に基づく組合とその組合員	
資金用途	運転資金・設備資金	
融資金額	組合 6,000 万円以内 組合員 3,000 万円以内 事業実績が6月未満の組合 2,000 万円以内 組合員 1,000 万円以内	
融資期間	運転7年以内(1年据置含) 設備 10 年以内(1年6月据置含)	
償還方法	元金均等による月賦償還	
融資利率 (融資期間に応じて)	1年以内	年 1.9%
	1年超3年以内	年 2.1%
	3年超7年以内	年 2.4%
	7年超	年 2.5%
信用保証料率	信用保証協会の保証を必要としない	
連帯保証人	原則として法人代表者以外は不要(注 13)	
取扱金融機関	商工組合中央金庫	

(注1) 表記は市補助前の信用保証料率です。「中小企業の会計に関する基本要領」の適用状況を確認できる事業者で責任共有対象の資金(経営安定化資金・特定中小企業者を除く)利用者、ISO14001及びエコアクション21の認証企業等は、年0.1%の割引があります。

(注2) 保証料率が年1.25%以上の場合は、年0.6%で算出した保証料相当額を補助します。

- (注3) 鹿児島県信用保証協会の定める取扱いとします。
- (注4) 小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は5人)以下の事業者です。
- (注5) 残高の完済を条件に融資を申し込むことができます。
- (注6) 大型倒産や取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じているなどの要件を満たし、市長の認定を受けたもの。
- (注7) 平成27年3月31日までに融資が実行されたものに限りです。
- (注8) 特定被災区域に事業所があり、東日本大震災の影響により、経営の安定に支障を生じているなどの要件を満たし、市長の認定を受けたもの。
- (注9) 桜島降灰の影響により売上等が減少となった方などが対象となります。また、申込みには、市長の認定を要します。
- (注10) 融資金額は、開業に係る経費の80%以内ですが、開業業種に係る事業従事経験が3年未満の場合(法律に基づく資格や特許等をいかした開業を除く)は50%以内です。
- (注11) 創業支援資金の融資を受ける方に対しては、当初12月以内の支払利子相当額を補助します。(上限30万円)
- (注12) 移転、増設等は対象となりません。
- (注13) 商工組合中央金庫の定める取扱いとします。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 産業支援課 金融係 TEL 099-216-1324(直通) FAX 099-216-1303

■地域のよか店コラボ支援事業補助金

鹿児島市では、近隣で商業・サービス業を営む中小店舗等が連携し、各店舗が持つ強みを生かして、地域の消費者へPR等を一体的に行う取り組みに対し、経費の一部を助成します。

補助対象事業	店舗同士が連携し、各店舗が持つ技能や商品知識などを生かして、地域の消費者に対し、PR等を行う事業
補助対象者	近隣で商業・サービス業を営む市内の中小企業者など3店舗以上からなるグループ
補助対象経費	広告宣伝費、印刷製本費、会場借上げ経費など
補助率	補助対象経費の1/2(20万円を限度)

◆昨年度実施例

<例1> 喜入喰らうど事業

「グリーンファーム1周年イベント」会場内にブースを設置し、喜入産青のりを使用した商品の試飲・試食を行い、地元のお店の魅力をPRし好評だった。

<例2> 天文館キッズパーク事業

スケートボード等の無料体験試乗イベントや、スポーツに適したファッションの紹介などを行い、商品のPRと街の活性化が図られた。

■商い情報発信支援モデル事業補助金

鹿児島市では、商業、サービス業又は製造業を営むもので構成する事業協同組合等、同業種や関連業種の中小企業者のグループが、商品(製品)やサービスの認知度向上を図る情報発信等の取り組みに対し、経費の一部を助成します。

補助対象事業	本市内において、商品(製品)やサービスについて認知度向上を図る情報発信等を行う新規の事業又は既存の事業の拡充となる事業で、補助対象経費が20万円以上の事業
補助対象者	(1)本市内に事業所を有する中小企業者が構成員の2/3以上を占め、かつ、本市内において事業を行う事業協同組合等 (2)本市内に事業所を有する4者以上の同業種又は関連業種の事業者で構成する中小企業者のグループ

補助対象経費	事務経費、広告宣伝費、イベントの実施に直接必要な経費
補助率	補助対象経費の1/2以内(50万円を限度)

◆実施例

- ・飲食店や製造業者の団体やグループによる共通食材を使ったメニュー開発、開発メニューが食べられる店のマップや紹介HP作成、お披露目イベントの実施
- ・共通で利用できるポイントカードの作成や定期的なマルシェの開催
- ・アパレルの団体やグループによる、季節毎のコーディネートや小物アレンジのセミナー開催

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 産業支援課 商業サービス業係 TEL 099-216-1322(直通) FAX 099-216-1303

■元気の出る中小企業支援事業(講師派遣制度)

鹿児島市では、共同事業等の研究会や個店の経営に必要な知識・情報を習得するための研修会などを自主的に実施する商店街や事業協同組合、中小企業者で組織するグループに対し、専門のアドバイザーを派遣します。

◆アドバイザーの派遣回数 1団体につき1年度4回以内

◆市が負担する経費

①講師への謝金

- ・県外の講師を派遣する場合:1回当たり10万円、かつ、1時間当たり4万円を限度とします。ただし、2回目以降については県内講師と同様に2万4千円を限度とします。
- ・県内の講師を派遣する場合:1回当たり2万4千円、かつ、1時間当たり1万円を限度とします。

②講師の旅費

- ・実費(市の旅費に関する規定に基づき、予算の範囲内で支出します。)

◆講師について

- ・商店街活性化、再開発、イベント、情報化、パソコン、接遇、個店の経営改善など、商店街や事業協同組合等の皆さんが希望する分野(ただし、実施団体の活性化に役立つテーマ)の講師を選ぶことが可能です。
- ・予算額を超える謝金の講師派遣を希望する場合は、超過分を実施団体で負担していただくことになります。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 産業支援課 商業サービス業係 TEL 099-216-1322(直通) FAX 099-216-1303

■鹿児島市企業立地促進補助金

市外企業の誘致や地元企業の増設等による企業の立地を促進し、本市産業の振興と雇用の拡大を図ります。

要件	内容
(1)製造業 ・工業地域等での立地 ① 新規雇用者が11人以上 ② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上	(1)製造業 ① 限度額 6,000万円 ・新規雇用者×30万円/人(障害者60万円) ・設備投資額×2% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ② 限度額 6億円 ・設備投資額×6% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50%
(2)情報通信関連業・研究開発型企业など ① 新規雇用者6人以上	(2)情報通信関連業・研究開発型企业など ① 限度額 6,000万円

<p>② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上</p> <p>(3)コールセンター・事務処理センター</p> <p>① 新規雇用者が30人以上 (※中心市街地に立地する場合は11人以上) (※アウトバウンドコールセンターについては、市内に本社がある企業及び市外企業で既に本市にコールセンターを設置しているセンターが対象)</p> <p>(1)～(3)の共通要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用の新たな用地を取得又は賃借した後3年以内に操業を開始すること ・市との立地協定を締結し協定に定める事項を履行すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者×30万円/人(障害者60万円) ・設備投資額×2% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ・オフィス賃借料×50% <p>② 限度額 3億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備投資額×6% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% <p>(3)コールセンター・事務処理センター</p> <p>① 限度額 3億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者×30万円/人(障害者60万円) ・設備投資額×2% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ・オフィス賃借料×50% ・通信回線使用料×50% <p>※このほか、水源確保のための設備投資額・研修費・企業内託児所運営費等に対する補助もあり。</p>
--	---

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 産業創出課 TEL 099-216-1314

■輸出チャレンジ支援事業補助金

鹿児島市では、市内中小企業者等の海外販路拡大を促進するため、海外で開催される合同展示会などへの出展に要する経費の一部を助成します。

本年度から海外全域を対象としています。

補助対象事業	海外で開催される国、県、その他国内の公的機関・団体又は金融機関が主催の展示会や商談会等へ出展又は参加する事業
補助対象者	納期が到来している市税を完納している、鹿児島市内に主たる事業所がある中小企業者など(個人事業主を含む)
補助対象経費	出展料、渡航費、宿泊費など出展等に係る経費
補助率	補助対象経費の1/2(上限:初出展企業 20万円、それ以外 15万円)

◆申請方法 申請は随時受付、所定の申請用紙に必要書類を添えて提出

※申請用紙は鹿児島市ホームページからダウンロードできます。

http://www.city.kagoshima.lg.jp/_1010/shimin/6kezai/6-1syoukougyou/_42786.html

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 経済政策課 企画調整係 TEL 099-216-1318(直通) FAX 099-216-1320

■就職困難者等雇用奨励金

対象者	市内在住の就職困難者等を継続して雇用する労働者として雇い入れた市内の中小企業の事業主 ※就職困難者・・・障害者、高齢者、母子家庭の母等、父子家庭の父、その他就職が特に困難な者
補助対象内容	国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給決定を受けた市内に事業所のある中小企業の事業主で、対象労働者が雇用開始時において「市民(鹿児島市に住民登録

	がある)」である場合に、奨励金を交付。ただし、納期の到来している市税を完納しているものに限る。
補助上限金額	重度障害者及び精神障害者を雇用……………1人月額 6,000 円 それ以外を雇用……………1人月額 3,000 円
申請期限	国の特定求職者雇用開発助成金の支給が決定された日の翌日から起算して 12 月以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 雇用推進課 TEL 099-216-1325(直通) FAX 099-216-1303

■トライアル雇用支援金

対象者	市内に事業所を有し、対象労働者をトライアル雇用として雇い入れ、国の「トライアル雇用奨励金」または「障害者トライアル雇用奨励金」の支給決定を受けた事業主
対象労働者	市内に住所を有し、国のトライアル雇用事業または障害者トライアル雇用事業により市内に事業所を有する事業主に雇用された者
補助対象内容	国の「トライアル雇用奨励金」または「障害者トライアル雇用奨励金」の支給決定を受けた市内に事業所を有する事業主で、対象労働者が雇用開始時において「市民(鹿児島市に住民登録がある)」である場合に支援金を支給。ただし、次の要件をいずれも満たしていることが必要。 ① 納期の到来している市税を完納していること ② 申請日において、引き続き対象労働者を雇用していること ※②は平成 25 年7月1日以降に雇用を開始した事業所に適用される。
補助上限金額	対象労働者1人につき国の奨励金の支給決定金額の1/2 トライアル雇用事業により雇用された者……………60 千円 障害者トライアル雇用事業により雇用された者……………120 千円
申請期限	国の「トライアル雇用奨励金」または「障害者トライアル雇用奨励金」の支給が決定された日の翌日から起算して6月以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 雇用推進課 TEL 099-216-1325(直通) FAX 099-216-1303

■中小企業退職金共済掛金補助金

対象者	中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度において、退職金共済契約を締結した中小企業者
補助対象内容	中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度に新たに加入し、当該契約に係る掛金を 12 か月間納付した市内に事業所を有する中小企業の事業主に対して、掛金の一部を補助。ただし、納期の到来している市税を完納しているものに限る。
補助上限金額	被共済者1人につき掛金の額(掛金が5,000円を超えるときは5,000円)の12か月分に相当する額に20/100を乗じて得た額(12千円)以内
申請期限	共済契約の掛金の最後の月分を納付した月の翌月から起算して12月以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 雇用推進課 TEL 099-216-1325(直通) FAX 099-216-1303

■障害者技能向上奨励金

対象者	市内に住所を有し、アビリンピック県大会に出場する者を雇用する事業所の事業主
補助対象内容	アビリンピック県大会出場に向けた技能習得のための訓練等(訓練用材料の購入等の事前準備を含む。)に要する経費
補助率	10/10
補助上限金額	50千円
申請期限	訓練等(訓練用材料の購入等の事前準備を含む)を開始する前

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿児島市役所 雇用推進課 TEL 099-216-1325(直通) FAX 099-216-1303

● 鹿屋市

■鹿屋市中小企業資金利子補給金

目的	市内商工業者の経営の安定を図るため、鹿屋市中小企業資金利子補給金の対象資金の融資を受けた中小企業者に対し、借入資金の利子の一部を補給する。
対象者の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所又は事業所を有していること ・鹿屋商工会議所、かのや市商工会の経営指導を受け、かつ、市税を完納しているもの
対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県中小企業制度資金 ・株式会社日本政策金融公庫制度資金 (普通貸付、経営改善貸付及びセーフティネット貸付に限る) ・商工貯蓄共済制度資金 (積立金の範囲内の資金は、除く)
利子補給期間	融資実行日から3年間以内
利子補給金額	返済利率のうち1.0%分に相当する額
限度額	1事業所あたり30万円
手続き方法	商工会議所又は商工会へ届出書及び交付申請書を提出して下さい。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

鹿屋市役所 農林商工部 商工観光課 TEL 0994-31-1164(直通)

● 枕崎市

■企業誘致促進補助金制度

企業誘致促進補助金の交付を受けるには、枕崎市工業団地分譲基準を満たし、なおかつ次の条件を満たす必要があります。

1. 新規地元雇用者を11人以上雇用する必要があります

事業所の新設及び増設に伴って増加する新規地元雇用者数が11人以上必要です。(ただし、ソフト

ウェア業・研究開発施設については6人以上。また、4年制大学・総合保養地域整備法に基づく特定民間施設の事業の用に供する施設については、30人以上

2. 設備投資額について

一定額以上の設備投資が必要です。設備投資額については、業種ごとに必要額が定めてあります。

3. 補助金額

新規地元雇用者数×30万円＋設備投資額×2/100(4千万円限度)を補助いたします。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

枕崎市役所 企画調整課 企画調整係 TEL 0993-72-1111(内線 226)

■枕崎市中小企業振興資金融資制度

対象者	市内に住所を有し、原則として同一業種の事業を引き続き6月以上経営している中小企業者であること 融資の申込みのときまでに納期の到来している市税及び国民健康保険税を完納していること		
資金の使途	運転資金及び設備資金		
融資額	1企業あたり600万円以内	融資期間	5年以内
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資期間が1年以内の融資:年1.9%以内 ・ 融資期間が1年を超えて3年以内の融資:年2.1%以内 ・ 融資期間が3年を超えて5年以内の融資:年2.4%以内 		
償還方法	一括又は分割返済		
連帯保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は不要(ただし、特に必要と認める場合においては、保証協会が認める者の中から立てる場合があります。)		

■枕崎市中小企業借入金信用保証料補助

対象者	本市に1年以上居住し、現に事業を営む者で鹿児島県信用保証協会が保証する枕崎市中小企業振興資金を借り入れた者
補助率	信用保証料の3分の1以内
補助期間	資金の借入れを受けた月から5年以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

枕崎市役所 水産商工課 商工振興係 TEL 0993-72-1111(内線 421)

● 出水市

<融資制度>

■出水市中小企業振興資金融資制度

目的	市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、市内中小企業の振興を図ること
融資対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第1号の2又は第3号のいずれかに該当する者 2 融資あつせん申込みのときに、同一事業を市内で引き続き6箇月以上経営している中小企業者で次のいずれかに該当し、納期の到来している市税を完納していること

	(1) 個人は、住民基本台帳により本市の住民基本台帳に記載されていること (2) 会社は、出水市税条例第36条の2第8項の規定により、市長に申告していること
対象用途	運転資金、設備資金
融資金額	小口資金・・・500万円以内 経営安定特別資金・・・3,000万円以内
融資期間	小口資金・・・5年以内 経営安定特別資金・・・10年以内 (いずれも1年以内の措置期間を含む)
融資利率	2.6%
保証人等	保証機関の定めるところによる。 鹿児島県信用保証協会の信用保証付
取扱金融機関	鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫、南日本銀行、熊本ファミリー銀行、鹿児島興業信用組合の市内各支店
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

<助成制度>

■出水市中小企業対策資金利子補給金

概要	中小企業の振興を図るため、出水市中小企業振興資金を借り入れた者に対し、予算の範囲内において利子補給金を交付する。
利子補給率	1.2%
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

■出水市中小企業借入金信用保証料補給金

概要	中小企業の育成強化を図るため、資金を借り入れたものに対し、予算の範囲内において保証料補給金を交付する。
保証料補給率	1 出水市中小企業振興資金 保証料の1/2以内を補給する(100円未満切り捨て)。 2 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に基づく中小企業振興資金 保証料の1/6以内を補給する(100円未満切り捨て)。
申込窓口	出水商工会議所、鶴の町商工会

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

出水市役所 商工労政課 TEL 0996-63-2111(内線 337)

● 薩摩川内市

■薩摩川内市中小企業対策利子補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (中小企業振興資金、小規模企業活力応援資金、特別小口資金、地球温暖化対策資金、かごしま産業おこし資金、観光かごしまよかとこ資金、経営力強化資金) 日本政策金融公庫 (普通貸付、小規模事業者経営改善資金、新創業融資制度)
------	---

補助対象者	川内商工会議所又は薩摩川内市商工会の斡旋(あっせん)により上記制度融資を受けた中小企業者など(※市税を滞納していないことが条件です。)
交付期間	融資決定日の属する月の翌月から起算して3年を限度
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり1,000万円以内
補助率	100%(平成26年12月末融資実行分まで)
申込先	川内商工会議所又は薩摩川内市商工会

■薩摩川内市緊急保証制度保証料補助金

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金 (セーフティネット対応資金など) 各金融機関の事業者向け融資資金
補助対象者	次のいずれにも該当することが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法に基づき、薩摩川内市長が「特定中小企業者」に認定した中小事業者であること ・平成27年3月31日までに決定(実行)された融資資金であること ・薩摩川内市中小企業対策利子補助金に関する手続きをとっていない融資であること ・市税を滞納していないこと
補助対象融資額	1事業者、1年度あたり500万円以内
補助率	100%(ただし100円未満は切り捨て。平成27年3月末日融資決定(実行)分まで)
申込先	薩摩川内市商工振興課

■薩摩川内市中小企業元気づくり補助金

市内で事業を営んでいる中小企業の方々の社員研修、製品宣伝活動、研究開発、知的財産権に関する申請などの経費について、その負担軽減と経営の安定化を図るために、「中小企業元気づくり補助金」制度を設けています。

経費の種類	該当するものなど	補助率	補助金額
社員研修経費	ポリテクカレッジ川内、川内技術開発センター、中小企業大学校人吉校、鹿児島県工業技術センターにおける社員研修に要する経費(旅費・研修負担金)で、当該中小企業者が支払ったもの	補助対象経費の1/2以内	10万円以内
製品宣伝活動経費	見本市や展示会出展のブース代、機材のレンタル費用、出展に関するパンフレットの作成などに要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの(※販売を伴うものは除きます。)		30万円以内
研究開発経費	大学などと共同での研究開発に要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの		50万円以内
知的財産権申請経費	特許、実用新案、意匠、商標など知的財産権に関する申請に要する経費で、当該中小企業者が支払ったもの		70万円以内

補助金額は、いずれも1事業者・1年度あたりの限度額です。

補助金は、いずれも100円未満切捨て

○補助対象の要件

次のいずれにも該当していることが条件です。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する事業者で、薩摩川内市内において生産・開発を行っている事業所であること
- (2) 国・県の補助制度を利用しないものであること
- (3) 市税を滞納していないこと

■農商工連携チャレンジ起業支援補助金

薩摩川内市内で事業を営む雇用保険適用事業の方が、市内で生産された農林水産物を使って加工品を製造・販売するために新たに従業員を雇用した場合、その人件費や施設整備費用の一部を補助する制度を設けています。

補助対象の種類	該当する経費の内容	補助率など	補助金額
創業支援分	地域再生中小企業創業助成金及び地域求職者雇用奨励金の事業計画で、労働局に認定された設備経費・人件費	施設整備経費の1/2	限度額 200万円
新製品開発支援分	新製品開発に伴う新規雇用者の人件費	新規雇用者1人あたり30万円	限度額 300万円

※補助金額は、いずれも1事業者・1年度あたりの限度額です。

※補助金は、いずれも100円未満切り捨て

■創業・チャレンジ支援補助金

新たに起業される方や事業の拡大を希望する中小企業者の方々向けに、鹿児島県中小企業融資制度の融資資金の一部について、その利子及び保証料の一部を補助する制度を設けています。

対象資金	鹿児島県中小企業融資制度資金(創業支援資金、新事業チャレンジ資金、商店街活性化資金)
補助対象者	次のいずれかに該当する、市内で事業を営んでいる方で、川内商工会議所又は薩摩川内市商工会から推薦された方(市税を滞納していないことが条件です) <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者 ・新たに起業する方
補助対象融資額、交付期間、補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・利子相当額に対する補助金…補助対象融資額/1企業あたり1,000万円以内、交付期間/融資実行日の翌月から起算して3年を限度、補助金額/交付期間中の毎年1~12月に金融機関に支払った利子相当額 ・保証料相当額に対する補助金…補助対象融資額/1企業あたり500万円以内、交付期間/融資実行日から起算して最初の12月31日まで、補助金額/交付期間中に支払った初年度の信用保証料相当額
補助率	100%(ただし、100円未満は切り捨て。平成26年12月末日融資決定(実行)分まで)
申込先	川内商工会議所又は薩摩川内市商工会

■薩摩川内市新産業創造事業補助金

薩摩川内市で事業を営んでいる中小企業者等(起業を行う予定の個人・団体を含む)のうち、事業転換の推進や新たに事業を始める方を対象に、新規産業創出、転業、起業、雇用創出に係る経費の一部について、市が補助する制度を設けています。

経費の種類	該当する経費の内容	補助率	補助金額
新規産業創出 (既存事業とは別に新たにに取り組む事業)	①各種コンサルタント料 ②マーケティング調査費 ③施設使用費、研修費、試作費、設計費 ④会社設立に要する経費で、中小企業者等が支払ったもの	3分の1以内	200万円以内 (但し、地域成長戦略分野は400万円以内)
転業 (既存事業を廃止し新たにに取り組む事業)	①各種コンサルタント料 ②マーケティング調査費 ③施設使用費、研修費、試作費、設計費 ④会社設立に要する経費で、中小企業者等が支払ったもの	3分の2以内	200万円以内 (但し、地域成長戦略分野は400万円以内)
起業 (最長36月まで)	①各種コンサルタント料 ②マーケティング調査費 ③施設使用費、研修費、試作費、設計費 ④会社設立に要する経費で、中小企業者等が支払ったもの	3分の1以内	200万円以内 (但し、地域成長戦略分野は400万円以内)
	事務所家賃 但し、営業活動を開始する月の前月までの家賃	3分の2以内	120万円以内 (月額10万円以内)
	住居家賃 但し、営業活動を開始する月の前月までの家賃とし、市外からの転入者に限る	3分の1以内	24万円以内 (月額2万円以内)
	印刷製本費(パンフレット等)	10分の10	100万円以内
雇用創出	人件費(雇用保険適用で6ヶ月以上雇用した者に限る)	—	1人あたり30万円以内 (1団体3人まで)

■薩摩川内市地域成長戦略対策利子補助金

薩摩川内市では、地域成長戦略(食品ビジネス、次世代エネルギービジネス、医療介護周辺ビジネス、観光ビジネス、起業・創業)に取り組む、市内の中小企業者が借り入れた資金の返済にともなう利子の補助制度を設けています。

対象となる資金	日本政策金融公庫制度資金 ・新規企業育成貸付資金 ・企業活力強化貸付資金 ・環境・エネルギー対策貸付資金 ・企業再生貸付資金 ・食品貸付資金
資金用途	運転資金及び設備資金

補助対象となる 融資額	1事業者、1年度あたり1,000万円以内
補助率	100%(但し100円未満は切捨て。平成26年12月末融資決定分まで)
補助対象期間	融資決定日の翌月から3年以内 (各年1～12月に支払った利子額相当分を翌年3月に交付)
補助対象	川内商工会議所または薩摩川内市商工会の斡旋により上記制度融資を受けた中小企業者など(※市税を滞納していないこと)
申請方法	融資決定年の翌年2月頃、次の書類を添えて川内商工会議所または薩摩川内市商工会へ申請 ①補助金交付申請書 ②補助金交付請求書 ③融資金額、融資利率、償還期間、償還方法が明記されている取扱金融機関発行の証書類 ④償還明細書または償還済明細書 ⑤市税完納証明書

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

薩摩川内市役所 商工振興課 TEL 0996-23-5111(内線 4321・4323)

※農商工連携チャレンジ起業支援補助金については 六次産業対策課(内線 4452)まで

● 阿久根市

<中小企業振興に関する融資・助成制度>

■阿久根市中小企業振興資金

【融資対象者】

次の(1)、(2)いずれの要件にも該当する方です。

- (1) 市内に住所又は事業所を有し、融資あっせん申込時において同一事業を引き続き6か月以上経営している中小企業者であること。
- (2) 融資あっせん申込時まで、納期の到来している市税等を完納していること。

【融資申込先】

阿久根商工会議所 TEL 0996-72-1185

(平成26年4月1日現在)

資金の種類 (使途)	融資 限度額	貸付利率	期間 (うち据置期間)	保証人等
季節資金 (運転資金)	100万円	2.90%	90日以内	原則として2人以上
小口資金 (運転資金) (設備資金)	※ 1,000万円	1年以内 2.90% 1年超3年以内 3.10% 3年超5年以内 3.40% 5年超7年以内 3.60%	※ 7年以内 (1年以内)	原則として 個人不要 法人・代表者のみ
地場産業振興資金 (設備資金)	2,000万円	1年以内 2.90% 1年超3年以内 3.10% 3年超5年以内 3.40% 5年超7年以内 3.60% 7年超10年以内 4.00%	10年以内 (1年以内)	鹿児島県信用保証協会 の信用保証付

※印については、平成21年1月1日から平成26年12月31日までの特例措置です。(本来は融資限度額が500万円、期間が5年)

■阿久根市中小企業振興資金利子補助金

補助対象経費	利子補助率	補助額
阿久根市中小企業振興資金(季節資金を除く)の融資を受けた金融機関に毎年1月1日から12月31日までに支払った当該融資に係る利子	2%÷上記貸付利率	補助対象経費×利子補助率 ※100円未満切り捨て

■阿久根市中小企業借入金信用保証料補助金

補助対象経費	補助額
鹿児島県信用保証協会の保証する次に掲げる資金の融資に係る保証料 (1) 阿久根市中小企業振興資金(季節資金を除く) (2) 鹿児島県中小企業振興資金のうち次に定める金額以下の資金 ア. 運転資金 1,000万円 イ. 設備資金 2,000万円	(1)の場合、融資を受けた日から1年以内の保証料の全額及び2年目から融資期間満了までの保証料の25%以内の額 (2)の場合、融資を受けた日から融資期間満了までの保証料の25%以内の額 ※(1)、(2)ともに100円未満切り捨て

<企業立地に関する優遇制度>

■阿久根市企業立地促進補助金

工場等を設置する企業に対し、用地取得費等の一部を助成します。(市との事前協議が必要です。)

対象業種	適用要件 (注1)	補助額の算定方法	限度額
製造業 及び ソフト産業	設備投資額 特になし 雇用増 5人超	・用地取得費×25%(注2) ・ソフト産業 専用回線使用料×25% ・ " 土地・工場賃借料×25% +10万円×増加雇用者数	用地取得補助 2,500万円 ソフト産業施設補助 2,500万円 雇用促進補助 500万円 ※設備投資額の10%以内

注1) 製造業は用地取得後3年以内に操業開始することが要件。ソフト産業は営業開始から3年以内が補助期間となります。

注2) 指定地。認定地は、20/100となります。

■条例に基づく固定資産税の課税免除・不均一課税等

製造業等の用に供する生産等設備を新設又は増設した場合、固定資産税を減免します。

対象業種	税の種類 (注1)	地域指定	措置の種類 (注2)	適用要件
製造業、旅館業 ソフトウェア業	固定資産税	過疎地域	課税免除	設備等の取得価額 2,700万円超
製造業 道路貨物運送業 こん包業、卸売業	固定資産税	原子力発電 施設等立地 地域	不均一課税	設備等の取得価額 2,700万円超 雇用増 15人超 (製造業を除く)

注1) 固定資産税の減免の適用が受けられる場合、県税(事業税及び不動産取得税)においても同様の措置が適用されます。

注2) 課税免除及び不均一課税(税率軽減)は、いずれも3年間です。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

阿久根市役所 商工観光課 TEL 0996-73-1114

● 伊 佐 市

■伊佐市商工振興資金利子補給補助金

概要	市内商工業の振興を図るため、商工業者とその事業に必要な資金を伊佐市商工会及び各生活衛生同業組合(経営特別指導員を有する組合に限る)を通じて、金融機関から借り入れた商工業振興資金に対して補助する利子補給に係る補助金である。借入初年度に限り、その利子の一部を補助する。
対象制度資金	補助金の対象となる資金の種類は下記のとおり (1) 鹿児島県制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金 (3) 商工貯蓄共済制度資金
資金用途	設備・運転資金
補助率	補助対象事業額(借入額)の2.0%以内
助成額	補助対象事業額(借入金)に上記補助率を乗じて得た額。 ただし、限度額は年度内1事業者当たり上限30万円とする。
補助対象	(1) 市内に6か月以上継続して住所及び事業所を有していること (2) 商工会等の会員であること (3) 商工会等の金融斡旋に基づく資金の借入であること (4) 市民税・固定資産税等の滞納がないこと (5) 上記概要に趣旨が一致していること

■伊佐市市街地活性化空き店舗活用事業補助金

概要	にぎわいのある市街地を形成するため、都市計画により区画整理された範囲にある空き店舗を利用した新事業に要する経費に対し補助する。
対象制度資金	(1) 対象施設の設置に要する改装費又は改築費 (2) 空き店舗の賃借料 (3) 消耗品及び備品の購入費 (4) 宣伝広告費 (5) その他
補助率	補助対象経費の1/2以内(上限100万円)
補助対象者	伊佐市内に住所を有し、以下いずれにも該当する者 (1) 業務に使用する物品の購入及び業務の発注を伊佐市内業者で行う者 (2) 空き店舗を利用し、12箇月以上継続して事業を行う者 (3) 伊佐市商工会へ加入していること

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

伊佐市役所 企画政策課 TEL 0995-23-1311(内線1305)

● 指 宿 市

■指宿市商工業制度資金利子補給助成金

概要	市内に住所及び事業所を有する中小企業者で、商工会議所及び商工会の会員が、商工会議所等を通じて制度資金を利用した場合に対して助成するものとする。ただし、市税等の滞納がない者とする。
対象制度資金	助成の対象となる制度資金は次のとおりとする。但し、借入期間が1年未満のものは除く。 (1) 鹿児島県中小企業制度資金 (2) 日本政策金融公庫制度資金(教育貸付及び恩給担保貸付資金は除く) (3) 商工貯蓄共済融資制度資金(積立金の範囲内の資金は除く)
助成金の交付制限等	助成金は単年度限り。毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対して交付するものとする。
助成率	当該期間に融資を受けた総額の1%以内(ただし、借入利率が助成率を下回る場合はその率)とし、1事業者への助成額は、20万円を限度とする。 助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

指宿市役所 産業振興部 商工水産課 (商工運輸係) TEL 0993-22-2111 (内線 312)

● 西 之 表 市

■中小企業振興資金融資

目的	西之表市内の中小企業者の事業に必要な資金を融資し、中小企業の振興を図る。
融資対象者	市内に6か月以上住所・事業所を有し、引き続き6か月以上経営している中小企業者
申込先	西之表市商工会
融資金額・期間	融資金額 500万円 融資期間 5年以内(1年以内の据置期間含む)

■中小企業振興資金信用保証料補助金

目的	中小企業振興資金を借り入れた者に対し予算の範囲内において、中小企業の振興資金信用保証料補助金を交付し中小企業の育成強化振興を図る。
融資対象者	市内に6か月以上居住し現に企業を営んでいるもので、西之表市及び鹿児島県中小企業振興資金の融資を受け、鹿児島県信用保証協会の保証を受けている者
申請条件	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関の証明書 交付申請日 毎年3月 補助期間は融資を受けた日から1年以内
補助金交付申請	交付申請書を西之表市長に提出をする。 (提出窓口は経済観光課商工観光係)
補助金額	西之表市中小企業振興資金 保証料の40%以内 鹿児島県中小企業振興資金 保証料の20%以内

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

西之表市役所 経済観光課 商工政策係 TEL 0997-22-1111(内線 271)

● 日 置 市

■ 商工業制度資金等利子補給補助金

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内在住の商工業者 ・ 市外の事業者については、市内に事業所を有し、日置市商工会に加入している商工業者
1.資金名	商工会を通じて借り入れた各種制度資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県信用保証協会を通じての県制度資金 ・ 日本政策金融公庫の普通貸付、経営改善貸付資金、環境衛生貸付資金 ・ 鹿児島県商工会連合会の制度資金としての商工貯蓄共済貸付制度等
2.資金種別	設備資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内において店舗改装又は機械備品の購入等(屋号なき車両を除く)事業経営に必要な設備投資(造成費を含む)を行うため借り入れた資金。(ただし、用地費及び住居部分についての借り入れは、対象としない) 運転資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内において事業を行うための資金で、借替にあたる資金は対象としない。
借入額返済期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借上額が上記 1.2.に掲げる区分ごとに1件につき 100 万円以上で、かつ返済期間が 36 月以上
補助率及び補助対象限度額	融資利率を上限とし、 設備投資が借入額の2%以内 運転資金が借入額の 1.5%以内 補助対象限度額は、 設備投資が 2,500 万円 運転資金が 2,000 万円
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融機関が発行する借入金明細証明書 ・ 委任状 ・ 設備投資の実施を確認できる書類(事業が完了している場合にあつては、写真及び領収書の写し。事業の完了していないものにあつては、契約書等の写し) ※設備投資資金のみ
提出先	日置市商工会

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

日置市役所 総務企画部 商工観光課 TEL 099-248-9409(直通)

● 曾 於 市

■ 曾於市商工業者の設備投資に対する利子補給補助金

目的	曾於市商工業者が市内での購買意欲向上を図るため、施設設備の新設及び改造に要した借入金の償還利子の一部を補助することにより、本市商業の発展を期することを目的とする。
補助対象とする施設設備	(1) 店舗の新築及び増改築 (2) 営業用貨物自動車(軽貨物及びライトバンを含む。)の購入。ただし、営業用である旨の表示をしたものに限る。 (3) 陳列ケース等販売対策設備の購入及び改造
補助資格	(1) 販売対策に意欲のあること。 (2) 本市に住所を有していること。 (3) 営業所得が総所得の50%を超えていること。 (4) 税の滞納がないこと。
補助金額	(1) 補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息とし、3か年に分けて補助する。 (2) 前項に規定する補助金の額は、1商工業者当たり1件100万円を限度とする。 (3) 第1項に規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする。

■ 曾於市商工業者の経営改善資金に対する利子補給補助金

目的	曾於市商工業者が、経営の安定及び向上を図るための経営改善に要した借入金の償還利子の一部を補助することにより、商工業の発展を期する。
補助対象	経営改善のために要した借入金とする。
借入資格	(1) 経営の安定及び経営改善に意欲があること。 (2) 本市に住所を有していること。 (3) 営業所得が、総所得の50%を超えていること。 (4) 税の滞納がないこと。
補助金額	(1) 補助金の額は、金融機関から借り入れた総額の借入利息とし、3年に分けて補助する。 (2) 規定する金融機関は、日本政策金融公庫、鹿児島銀行、鹿児島相互信用金庫、宮崎銀行、南日本銀行、鹿児島興業信用組合及び市長が特に認めたものとする。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

曾於市役所 経済課 TEL 0986-76-8808

● 霧 島 市

■霧島市商工業資金利子補給補助金

目的	市内商工業者の育成及び商工業の振興を目的とし、商工業者の経営の安定を図るため、制度資金の借入者に対して、規則に定めるところにより利子補給補助金を交付します。
補助対象となる制度資金	市内の商工業者で、霧島商工会議所、霧島市商工会に加入し、かつ、市税を完納している会員が、商工会議所又は商工会を通じて利用した次に掲げる制度資金とします。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 鹿児島県制度資金 2. 日本政策金融公庫 3. 商工貯蓄共済制度資金 ※但し、前項に掲げる制度資金のうち、次に該当する資金は対象としません。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 借入期間1年未満の資金 2. 商工貯蓄共済制度資金のうち積立金の範囲内の資金 3. 霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金の交付対象となる資金
補助対象期間	補助金は、単年度補助とし、毎年1月1日から12月31日までの期間に融資を受けた者に対し交付します。
補助率及び利子補給対象借入限度額	一事業者の利子補給対象借入限度額は 2,000 万円とします。融資を受けたかたの補助率は、借入金額の1% (1,000 円未満切り捨て) です。 (平成 26 年度は、緊急経済対策として補助率を2%としています。)
申請書提出先	補助対象となる制度資金を利用した際に窓口となった商工会議所又は商工会
申請書類	提出していただく書類等については以下のとおり。 ※申請書類については商工会議所及び商工会にあります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 委任状(商工会議所及び商工会が一括して申請等を行なうため必要になります) ・ 借用証書の写し又は融資実行後の保証書の写し ・ 市税の滞納がないことを証する書類(市の発行する滞納のない証明書) ・ 融資実行日が確認できる書類(支払明細書等)
提出期間	商工会議所、商工会の定める日までに申請して下さい。

■霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金

目的	台風、豪雨、洪水、地震等の災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、災害復旧のために借入れた資金について、当該資金に係る金利負担を軽減するため、霧島市中小企業災害復旧資金利子補助金を交付します。
補助対象となる制度資金	県内における災害により被害を受けた中小企業者及び組合が、市町村長、消防署長等の被災証明を受け、災害発生の日から概ね6月以内で、災害の都度、市長が定める期間において災害復旧の目的で借入申込みを行った次の資金とします。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 日本政策金融公庫、商工組合中央金庫の資金 2. 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱に規定する緊急災害対策資金 3. 県内市町村制度資金
補助対象期間	償還開始(支払利息開始のみを含む。)の日の属する月から起算して5年間とし、各年度ごとに、前年度の1月1日から当該年度の12月31日までの間に支払った災害復旧資金に係る支払利息について申請するものとします。

補助率及び利子補給対象借入限度額	補助率は、次の各融資金額区分ごとに算出した額とし、100円未満は切り捨てるものとします。なお、1事業者の利子補給対象借入限度額は1,500万円とします。	
	融資区分	補助率
	200万円以下	年1.80%
	200万円超600万円以下	年1.35%
	600万円超1,500万円以下	年0.90%
	※補助率が融資利率を上回る場合の補助率は融資利率と同率とします。	
申請書提出先	商工振興課に、補助計算期間(前年度の1月1日から当該年度の12月31日まで)の翌年の2月5日までに提出してください。	
申請書類	申請時必要な書類は次のとおり ・ 中小企業災害復旧資金利子補助金交付申請書(第1号様式(第5条関係)) ・ 中小企業災害復旧資金利息支払証明願(第2号様式(第5条関係)) ・ 災害により被害を受けたことの市町村長、消防署長等の証明書又は証明書の写し ・ 事業報告書(第3号様式(第5条関係)) ・ 市長が必要と認める書類	

■霧島市商店街活性化事業補助金

目的	本市商工業の活性化を図るため、予算の範囲内において交付する霧島市商店街活性化事業補助金について必要な事項を定め、もって本市の商工業の振興及び整備に寄与することを目的とする。
補助対象者	補助対象者は本市内各通り会等の会長とします。なお、通り会とは、次の各号のいずれにも該当する者とします。 1. 小売業・飲食業・その他サービス業等の店舗により、ほぼ連続した形で商店街が形成されている通りの商店主等で組織された団体 2. 会員の総意に基づく会則・規則等が整備されていること 3. 会員の総意に基づく予算書・決算書等が調整され、健全な運営が継続してなされていること 4. 役員体制が確立されていること
申請窓口	商工観光部 商工振興課 ※申請にあたっては、事前に担当課窓口までご相談ください。
補助対象事業等	計画策定・イベント事業 イベント若しくは施設整備事業の計画策定のために開催される勉強会、研修会等又はイベントの実施に要する費用で適当と認められるもの(ただし、初年度限りの補助とする) 補助限度額:1通り会1事業あたり60万円 施設整備事業 防犯カメラ、街路灯及びイルミネーション等の新設、又は修繕に要する費用で適当と認められるもの。(スポンサー付広告灯・防犯灯については補助対象外) 補助限度額:1通り会1事業あたり600万円
補助率	50%以内(国・県の補助事業との併用も可能としてしています。詳しくはお問い合わせください。)

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

霧島市役所 商工観光部商工振興課 TEL 0995-45-5111(内線 2511・2512)

■いちき串木野市商工振興資金利子補助制度

目的	商工会議所や商工会を通じて県や日本政策金融公庫などの制度資金を借り入れた中小企業者の経営の安定化のため、利子の1.2%(上限30万円)を補助する。
対象となる制度資金	<p>(1) いちき串木野商工会議所又は市来商工会を通じて借り入れたものであること。</p> <p>(2) 借入額が100万円以上で、かつ、事業経営に必要な運転資金又は設備資金として借り入れたものであること。</p> <p>(3) 借入期間が3年以上であること。</p> <p>(4) 次の制度資金であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県信用保証協会の保証を受けた鹿児島県中小企業融資制度資金 ・日本政策金融公庫制度資金 ・商工貯蓄共済融資制度資金 <p>※制度資金の借換えの場合について 新たに借り入れた制度資金の額が借換えによって返済した制度資金の元本額を超過する場合に限り、当該超過額が対象となります。 例)当初1,000万円借入。返済で元本額が600万円までになった。借換で1,000万円借りたとしたら600万円を越える400万円が対象となる。</p>
補助対象事業等	<p>本制度資金を借り入れた者であって、次のいずれにも該当するものとします。</p> <p>(1) 市内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者</p> <p>(2) 市税の滞納がない者</p>

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

いちき串木野市役所 水産商工課 TEL 0996-33-5638 FAX 0996-32-3124



● 南 さ つ ま 市

■南さつま市中小企業小口資金融資制度

目的	市内の中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に定めるものをいう。)の事業に必要な小口資金を融資し、もって中小企業の振興を図ることを目的とする。
取扱金融機関	次の各号に掲げる市内の区域に応じ、それぞれ当該各号に掲げる市に所在する鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島相互信用金庫、鹿児島信用金庫又は鹿児島興業信用組合の支店を通じて行うものとする。 (1) 坊津地域 南さつま市又は枕崎市 (2) 金峰地域 南さつま市又は日置市(同市吹上町の地域に限る。) (3) 前2号以外の地域 南さつま市
融資対象者	(1) 市内に住所を有し、原則として同一業種(鹿児島県信用保証協会(以下「協会」という。)の保証対象業種に限る。)の事業を引き続き1年以上経営している中小企業者であること。 (2) 融資申込みのときまでに納期の到来している市税を完納していること。
資金使途	経営資金
限度額	1企業あたり500万円以内
融資の期間	7年以内(うち、据置き6か月以内)
融資の利率	鹿児島県中小企業制度資金融資要綱(昭和47年鹿児島県告示第1218号)別表第1中小企業振興資金の項中に定める利率
償還の方法	一括(融資期間1年以内の融資に限る。)又は分割返済
連帯保証人	法人の代表者。ただし、協会が他に必要と認める場合は、協会が認める者の中から立てるものとする。
融資申込み	融資を受けようとする者は、小口資金借入申込書に市税納税証明書及び取扱金融機関が必要とする書類を添え、毎月10日までに管轄する商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)に申し込むものとする。
その他	この制度による融資については、すべて協会の信用保証に付するものとし、保証料は、協会の定めるところによる。

■南さつま市中小企業借入金信用保証料補助金

目的	市内の中小企業者が金融機関から融資を受けた資金に係る信用保証料の負担の軽減を図り、もって市内中小企業の育成強化及び商工振興に寄与することを目的とする。
信用保証料の補助	本市に1年以上住所又は事業所を有し、現に事業を営む者で、次の各号に掲げるものに対し、当該各号に規定する資金に係る信用保証料に相当する額を補助するものとする。 (1) 南さつま市中小企業小口資金を借り入れた者
補助金の申請	補助金の申請をしようとする者は、融資資金を借り入れた日から3か月以内に信用保証料補助金交付申請書を商工会議所又は商工会を通じて市長に提出しなければならない。
補助金の請求	補助金の交付決定を受けた者は、補助金交付決定通知書の写しを添付し、商工会議所又は商工会を通じて、速やかに市長に請求しなければならない。

■南さつま市商工振興資金利子補給補助金

目的	商工業者の経営の安定を図り、もって市内商工業の育成及び振興に寄与することを目的とする。
補助対象	次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、制度資金の借換えの場合にあつては、新たに借り入れた制度資金の額が借換えによって返済した制度資金の元本額を超過する場合に限り、当該超過額を対象とする。 (1) 商工会議所又は商工会(以下「商工会議所等」という。)を通じて借り入れたものであること。 (2) 事業経営に必要な運転資金又は設備資金として借り入れたものであること。 (3) 借入期間が3年以上であること。 (4) 県信用保証協会の保証を受けた県中小企業融資制度資金、日本政策金融公庫制度資金又は商工貯蓄共済融資制度資金であること。
補助対象者	(1) 市内に住所又は事業所を有し、現に事業を営む中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第2条第5項に規定する小規模企業者 (2) 商工会議所等の会員 (3) 市税の滞納がない者
補助対象となる制度資金の融資実行期間	補助の対象者が補助を受けようとする年度(以下「補助年度」という。)の前年度の1月1日から補助年度の12月31日までの期間に融資の実行を受けたものとする。
補助金額及び交付限度額	補助金の額は、前条の借入期間に借り入れた制度資金の額に2%(借入利率が補助率を下回る場合にあつては、当該借入利率)を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。 ただし、一補助年度における補助金の額は、50万円を限度とする。
補助金の交付申請	補助金の交付を受けようとする者は、商工会議所会頭又は商工会長を代理人として委任し、商工会議所会頭等は、商工振興資金利子補給補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 なお、補助金交付申請の提出期限は、補助年度の3月31日とする。 (1) 委任状 (2) 金融機関が発行する借入金明細証明書 (3) 補助金申請額明細表

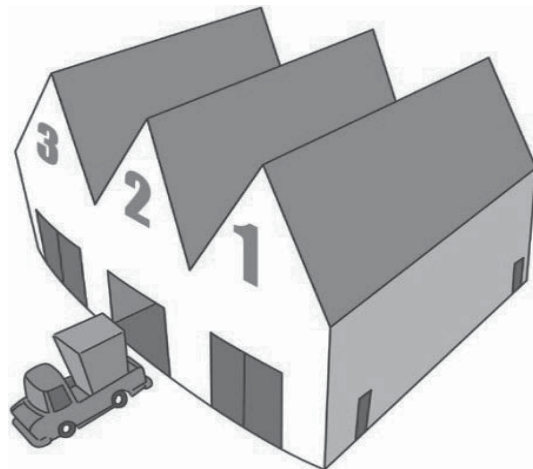
■南さつま市企業立地促進補助金

目的	本市内に事業所を新設し、若しくは増設し、又は既存の事業所を移転しようとする者に対し、企業立地を促進するため補助金の交付措置を行い、もって本市における産業の振興及び雇用の増大を図ることを目的とする。
補助の対象	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、研究開発施設、4年制大学及び特定民間施設を新設、増設及び移設をした者で、次のいずれにも該当するものとする。 ただし、南さつま市及び南さつま市土地開発公社が所有する土地を取得した場合は、補助対象者とししない。 (1) 事業所の用に供する土地を取得した後3年以内に当該土地で事業所の操業を開始していること。 (2) 取得した事業所用地の総面積が2,000平方メートル(増設の場合は、1,000平方メートル)以上であること。

	<p>(3) 工場立地法(昭和 34 年法律第 24 号)に基づく工場適地、農村地域工業等導入促進法(昭和 46 年法律第 112 号)に基づく工業導入地区又は市の誘致企業としての立地協定に基づく誘致地区に設置されるものであること。</p> <p>(4) 事業所の雇用者数が、事業所の操業開始時において 10 人(増設及び移転の場合にあっては、雇用者増5人)を超えるものであること。</p> <p>(5) 南さつま市公害防止条例(平成 17 年南さつま市条例第 82 号)その他の関係法令に違反していないこと。</p>
補助金の額	<p>対象事業者が新たに取得した土地のうち、市長が事業所の用に供したと認める土地の取得価格(取得価格には造成費を含むものとし、既設の事業所を廃止し、当該事業所の存する敷地から別の敷地に移転する場合にあっては、既存の事業所用地の適正な評価額を控除して得た額とする。)の100分の30(増設及び移転の場合は、100分の20)に相当する額を事業所用地取得補助金として交付する。補助金の限度額は、4,500万円とする。</p> <p>ただし、増設及び移転にあっては、2,000万円とする。</p>
補助金の申請	<p>補助金を受けようとする事業者は、あらかじめ新設、増設又は移転しようとする事業所の施設ごとに市長に申請し、指定を受けなければならない。</p>

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

南さつま市役所 商工政策課 TEL 0993-53-2111



● 志布志市

■ 緊急商工業資金利子補給金

目的	商工業の体質強化及び経営の安定を図ることを目的としています。
対象者	商工会法(昭和35年法律第89号)第2条に規定する商工業者で、次の各号のいずれにも該当するもの (1) 市内に本社を有する者 (2) 志布志市商工会に加入している者 (3) 市税を滞納していない者
対象となる制度資金	志布志市商工会を通じて融資を受けた次に掲げる制度資金の利子 (1) 鹿児島県制度資金 (2) 株式会社日本政策金融公庫資金 (3) 商工貯蓄共済制度資金(積立金の範囲内の資金を除く)
補助金額	平成23年1月1日から平成26年12月31日までの間に受けた融資につき、同年1月1日から同年12月31日までの間の融資利率年1パーセント以内の額(算定した緊急商工業資金利子補給金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。) 限度額300,000円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

志布志市役所 港湾商工課 TEL 099-474-1111

● 奄美市

■ 奄美市大島紬販路開拓資金融資

補助の目的	大島紬の販路開拓を進め、産地在庫の適正化を図るとともに、大島紬販売業者の経営の合理化とその安定を図るために必要な運転資金を融資することにより、大島紬の振興発展と産地体制の確立を促進することを目的とする。
融資対象	融資の対象は、次の要件を備える大島紬販売業者及び大島紬販売業を営む団体とする。 (1) 奄美市内に住所を有する者であること (2) 大島紬販売業を営み、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に規定する組合であること (3) 前号に規定する組合の組合員(以下「組合員」という。)であること
転貸融資	組合員に対する融資は、組合の転貸により行うものとする
資金の使途	資金の使途は、新規販路の開拓事業、共販事業及び在庫調整に必要な運転資金並びに組合員の事業運営に必要な運転資金とする
融資の条件	商工中金が行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。 (1) 融資の限度額 商工中金6億円以内 (2) 融資期間 1年以内 (3) 利率 年1.875%

	<p>(4) 償還方法 一括又は分割償還</p> <p>(5) 担保等 商工中金の定めるところによる</p> <p>商工中金を通じて組合が転貸により行う融資の条件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 融資の限度額 1組合員当たり 2,000 万円</p> <p>(2) 融資期間 1年以内</p> <p>(3) 利率 年 2.375%</p> <p>(4) 償還方法 一括又は分割償還</p> <p>(5) 担保等 組合が指定する受取手形(商業手形の割引きを含む。)、不動産担保及び商品担保とする。</p>
--	--

■奄美市企業立地助成・奨励金等

目的	<p>企業に対し、特に必要と認められる助成措置及び便宜供与を講じることにより、企業の育成及び誘致を促進し、もって奄美市産業の振興と雇用の増大を図ることを目的とする。</p> <p>業種:水産養殖業、製造業、情報サービス業、試験研究の業務</p>
助成措置	<p>(1) 用地取得助成金の交付 企業施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な土地の取得に要した経費に対する助成金の交付</p> <p>(2) 企業施設設置奨励金の支給 企業施設の建設に要した経費に対する奨励金の支給</p> <p>(3) 雇用奨励金の支給 新規地元雇用の雇用に対する奨励金の支給</p> <p>(4) 緑化奨励金の支給 緑化の整備に要した経費に対する奨励金の支給</p> <p>(5) 事業所賃借料助成金の支給 情報サービス施設設置のため事業所の賃借に要する経費に対する助成金の支給</p> <p>(6) 通信回線使用料助成金の支給 情報サービス施設において事業の用に供する通信回線使用料に対する助成金の支給</p> <p>(7) 研修助成金の支給 情報サービス施設において新たに雇用される地元雇用の研修に要する経費に対する助成金の支給</p>
申請の要件	<p>助成措置の申請をすることができる企業者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 企業の進出にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業用地を取得した日(分割して取得した場合にあつては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。)若しくは情報サービス施設の設置に当たり事業所を賃借した日から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に市内で操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 2. 企業の進出に伴う設備投資額(用地取得費を除く。)が2,000万円以上であること 3. 新規地元雇用の数が企業の操業開始の日において8人以上であること 4. 鹿児島県公害防止条例(昭和46年鹿児島県条例第41号)その他法令に違反していないこと 5. 市の誘致企業として立地協定を締結し、当該協定に定める義務が履行され

	<p>ていること</p> <p>(2) 企業の高度化にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業の高度化に伴う操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 2. 企業の高度化に伴う設備投資額(用地取得費を除く。)が 1,500 万円以上であること 3. 新規地元雇用の数が企業の高度化に伴う操業開始の日において3人以上であること 4. 鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと 5. 市の育成企業として認定を受けていること <p>※用地取得助成金の交付申請をすることができる企業者は、企業用地を取得した日(分割して取得した場合にあつては、当該企業用地の一部を最初に取得した日とする。)から2年以内に操業を開始している者又は企業用地取得日前に操業を開始している者のうち操業開始後2年以内の者とする。</p>
<p>助成措置の種別 助成金等の額</p>	<p>用地取得助成金</p> <p>用地取得助成金の交付額は、次に掲げる額に10分の1を乗じて得た額のいずれか低い額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 企業が企業用地の取得に要した額及び当該企業用地の改修又は造成に要したものと市長が認めた額の合計額 (2) 企業の取得した企業用地の面積が当該企業用地に建設する建物の延べ面積に10分の50を乗じて得た面積を超える場合は、当該建物の延べ面積に10分の50を乗じて得た面積の取得額に相当する額用地取得助成金の交付額は、1,000万円を限度とする。 <p>企業施設設置奨励金</p> <p>企業施設設置奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 企業施設のうち、水産養殖施設の設置又は拡張若しくは移転に必要な施設については、当該施設の面積(内陸部に設けた部分に限る)に1㎡当たり1万円を乗じて得た額 (2) 企業施設のうち、工場の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該工場の床面積に1㎡当たり1万円を乗じて得た額 (3) 企業施設のうち、情報サービス施設及び研究開発施設(以下「研究所等」という。)の設置又は拡張若しくは移転が必要な施設については、当該研究所等の床面積に1㎡当たり3万円を乗じて得た額企業施設設置奨励金の支給額は、1,000万円を限度とする。 <p>雇用奨励金</p> <p>雇用奨励金の支給額は、新規地元雇用の数(※)に、12万円を乗じて得た額とする。ただし、地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)の規定により地域雇用開発助成金の支給対象となった新規地元雇用の数を除くものとする。</p> <p>雇用奨励金の支給総額は、2,000万円を限度とする。</p> <p>※新規地元雇用の数とは、操業開始の日(操業開始の日前3月以内に雇用された者を含む。)から1年を経過した日までを初年度とし、3年度の初日までに雇用された者の数で、既に雇用奨励金の支給対象となった者の数を控除した数とする。</p> <p>緑化奨励金</p> <p>緑化奨励金の支給額は、次に掲げる額とする。</p>

	<p>(1) 企業施設のうち、工場を主体とする企業にあつては、緑化面積1㎡当たり1,500円を乗じて得た額</p> <p>(2) 企業施設のうち、研究所等を主体とする企業にあつては、緑化面積1㎡当たり3,000円を乗じて得た額</p> <p>前項に規定する緑化奨励金の支給対象となる面積は、用地取得助成金の交付対象となる面積に10分の8を乗じて得た面積の範囲内とする。</p> <p>緑化奨励金の支給額は、300万円を限度とする。</p> <p>事業所賃借料助成金</p> <p>事業所賃借料助成金の支給額は、情報サービス施設設置のための事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の4分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した費用に限る。</p> <p>通信回線使用料助成金</p> <p>通信回線使用料助成金の支給額は、情報サービス施設において事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の4分の1に相当する額とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。</p> <p>研修助成金</p> <p>研修助成金の支給額は、情報サービス施設において新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たに雇用される1人につき5万円を上限とする。ただし、操業開始の日から3年間に要した経費に限る。</p> <p>(研修等助成金の合計額)</p> <p>支給される助成金の1年間の合計額は、1,500万円を限度とし、かつ、支給総額は、4,500万円を上限とする。</p>
--	---

■奄美市中心商店街活性化資金等保証料補助制度

目的	中心商店街における事業者が、県の融資制度等を活用して事業資金を調達するにあたり、保証機関の保証料に対し補助金を交付することにより、円滑な事業資金の調達を促進する。
補助対象融資	鹿児島県中小企業融資資金の内、奄美群島開発基金が保証する全ての融資制度で、平成23年4月1日から平成29年3月31日までに融資を受けたもの。
補助対象金額	一括して前納した保証料の全額(限度額30万円)
補助対象者	① 中心商店街及び区画整理事業内に事業所を有する者。 ② 中心商店街への出店を行うために融資を受けた者。

■奄美市中心商店街及び末広・港地区店舗等併用住宅建設促進事業

目的	末広・港土地区画整理事業区域内において、店舗の建て替えを促進し、商業集積を維持するとともに、まちなか居住の促進を図る。
補助内容	末広・港土地区画整理事業区域内において、建築物の低層階(1階)に特定の店舗を建設するとともに、2階以上に特定の住宅を建築した者に対し、売り場面積1㎡あたり2万円の支援を行う。(補助限度額300万円)
対象区域	中心商店街及び末広・港土地区画整理事業の区域内。
補助対象者	対象区域内で店舗等併用住宅を建設する民間事業者等。
補助対象限度額	中小企業者一人当たり融資金額のうち1,500万円

対象要件	<p>整備する住宅の要件</p> <p>① 当該住宅の床面積が、50 m²以上であること。</p> <p>② 2以上の居住室を有すること。</p> <p>③ 住戸設備(水洗便所、浴室、台所、洗面設備など)が専用であること。</p> <p>整備する店舗の要件</p> <p>① 周辺地域の風紀等への影響を及ぼす恐れのある店舗を入居させないこと。</p> <p>② 店舗部分に独立してトイレを備えること。</p> <p>③ 店舗棟と住戸部分は個別に使用できる形態となっていること。 (住居と一体となっていないこと。)</p> <p>建築物及び敷地の基準</p> <p>① 耐火建築物又は準耐火建築物であること。</p> <p>② 4階以上の建物には、エレベーターを設置すること。</p>
------	--

■奄美市中心商店街出店支援事業

目的	商店街の活性化を図るためには、魅力ある多種多様な業種が集積して立地していることが不可欠であることから、商店街区域へ新たに出店する者に対し家賃補助を行い、商業集積を促進し、中心商店街の活性化を図る。
補助内容	中心商店街区域で新たに小売業・飲食業・サービス業を新たに営む者(ただし、区域内での移転による場合は除く)に対し、店舗賃料の1/2(上限10万円/月)を最長24月間支援する。 特例として、中心商店街の末広・港土地区画整理事業区域内への出店については2/3(上限15万円/月)とする。
対象区域	中心商店街
補助対象者	中心商店街区域で新たに小売業・飲食業・サービス業を新たに営む者

■中心商店街魅力アップ(店舗改装)支援

目的	既存店舗のリフォーム等に対する支援を実施することにより、魅力ある商店街の形成を図るとともに、新規出店等にかかる内装費用等に対する支援を実施し、中心商店街への出店意欲を向上させ、中心市街地の活性化を図る。
補助内容	中心商店街区域で小売業・飲食業・サービス業を営む者(新規出店者含み、まちなか居住推進事業補助金の交付を受けた者は除く)が行うリフォーム等にかかる費用に対しその1/2(上限50万円)を補助する。 特例として、中心商店街の末広・港土地区画整理事業区域内への出店については、補助率2/3(上限80万円)とする。
対象区域	中心商店街
補助対象者	中心商店街区域で新たに小売業・飲食業・サービス業を新たに営む者

■中心商店街商業集客施設立地促進補助金制度

目的	生鮮を含む食料品を主として販売する一定規模以上の売り場を有する小売業者に対し支援を行うことにより、中心商店街における商業集客拠点施設の立地を促進し、商店街の集客力の向上及び歩行者通行量の増加を図り、中心市街地の活性化を図る。
補助内容	中心商店街区域で新たに店舗面積500 m ² 以上のスーパーを営む者に対し、店舗を営むために必要な建物賃借料等(店舗賃料、来街者用駐車場、倉庫・事務所等賃借料、借地料を含む)補助対象経費の1/3(上限:30万円)を最長60月間支援

	する。
対象区域	中心商店街
補助対象者	中心商店街区域において新たに店舗面積 500 ㎡以上のスーパーを営む者
事業計画の認定	事業計画の認定要件 ① 中心商店街における集客向上に相当程度寄与すると認められること。 ② 周辺地域への風紀等を維持するうえで著しく悪影響を及ぼす恐れがないこと ③ 補助金交付終了後も、相当期間営業を継続する見込みが高いこと

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

奄美市役所 商工観光部 商水情報課 TEL 0997-52-1111 (内線 1424)

● 垂水市

■中小企業等への融資・助成・補助制度

融資制度については下記連絡先にお電話等でお問い合わせください。

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

垂水市役所 水産商工観光課 TEL 0994-32-1111 (内線 266)

● 南九州市

■商工振興資金利子補給補助金

○目的

市内商工業者の経営の安定のため、制度資金の借入者に対し、利子補給補助金を交付することにより、商工業の育成及び振興を図ることを目的とする。

○補助対象者

次の各号のすべてを満たしている者とする。

- (1) 市内に1年以上継続して住所又は事業所を有している中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に基づく中小企業者で、市内の商工会に加入していること。
- (2) 商工会の金融斡旋に基づくこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。

○補助対象となる制度資金

次の各号に掲げる制度資金で、借入期間が3年以上の事業資金とする。ただし、借換えに相当する借入額は、対象としない。

- (1) 鹿児島県中小企業制度資金
- (2) 日本政策金融公庫制度資金
- (3) 商工貯蓄共済融資制度資金

○補助率及び交付限度額

補助率 利子補給 借入金額の1.5%以内
補助限度額 30万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

南九州市役所 総務部商工観光課 TEL 0993-83-2511 (内線 2061) FAX 0993-83-2050

● 始良市

■商工業育成資金補給制度

○目的

市内の商工業者が、事業に必要な設備を整備するため、長期的な資金を金融機関から借り入れたことに対し、商工会を通じて申請し1年に限り補給補助金の交付を受けられます。

対象設備は店舗改装・機械備品(車両は除く)の購入等事業経営に必要な設備(用地費は除き、造成費は対象とする)をいいます。ただし住居部分については対象外とします。

対象資金は、商工会の金融あっせんに基づくもので、県制度資金の設備資金、国民金融公庫の普通貸付設備資金とし、補給対象事業の1件当たりの最高限度額を3,000万円とし、返済期間5年以上のものとし、補給率は補給対象事業額の2%以内とします。

○対象事業者

- (1) 市内に6か月以上継続して住所及び事業所を有している
- (2) 商工業者である
- (3) 市税を完納している世帯

○申請

商工会を通しての申請

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

始良市役所 商工観光課 企業商工係 TEL 0995-66-3111(内線 242)

■企業誘致と優遇制度

○目的

一定の要件を満たし始良市に立地した企業へ、用地取得額及び地元雇用者数に応じて、補助金が交付されます。

○始良市企業立地促進条例

補助金内容	要件等
①用地取得費補助金 土地取得費の30%以内 (限度額) 雇用者数5人以上20人未満 2,000万円 雇用者数20人以上50人未満 3,000万円 雇用者数50人以上 6,000万円	①工業生産施設等に供する新たな土地を取得し、当該施設用地に工業生産施設等の新設、増設又は移転した事業者及びリース業者 ②用地取得面積が1,500㎡以上で用地取得後3年以内の操業開始 ③雇用者5人以上

②雇用促進補助金 地元雇用者数×20万円 地元雇用者が障害者であるときは10万円加算 (限度額)500万円	④市との立地協定の締結 ⑤建設及び操業にあたって、公害防止に関する 法令等その他関係法令等に違反していないこと。
--	--

○固定資産税の課税免除の措置

製造業等の用に供する生産設備等を新設又は増設した場合は、固定資産税の課税免除の適用が受けられます。

○始良市工業開発促進条例

固定資産税の減免等	対象業種	設備等の取得価格(要件)
市内全域 3年間の課税免除	市内全域 製造業、道路貨物運送業、 倉庫業、こん包業、卸売業、 試験研究設備	市内全域 製造業 2,500万円 流通業 3,000万円 研究開発施設 5,000万円
過疎地域 3年間の課税免除	過疎地域 製造業、コールセンター	過疎地域 2,700万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

始良市役所 商工観光課 企業商工係 TEL 0995-66-3111(内線 242)

● さつ ま 町

■さつま町旅館業等施設整備事業費補助金

目的	町内において旅館業等を営む者に施設整備への支援を行い、宿泊施設の整備充実と本町の観光振興に寄与することを目的とする。
補助対象となる事業	1. 補助対象事業は、旅館業等及び共同利用施設の建物の新築若しくは増改築若しくは改装又は温泉施設(備品等を除く。)の整備をいう。 2. 共同利用施設の整備において、複数の出資者の中に町税等の滞納者が含まれる場合は、補助対象事業として採択しないものとする。
補助対象者	① 町内において、旅館業等を営む者又は営もうとする者。 ② 町税等を完納している者。 ③ 過去に本補助金を受けた者については、5年以上経過した者。 ④ 共同利用施設を整備する場合において、複数の出資者の中に①に規定する以外の者が含まれている場合は、当該者を除いた者を補助金の交付対象者とする。
補助金の額	補助金の額は、当該事業費の20万円超過分の30%以内で、限度額は100万円です。当該補助対象となる経費が国県等の補助対象等となっている場合は、交付しない。

■さつま町小売業等店舗整備支援事業費補助金

目的	小売業等を営む中小企業者の店舗の整備を支援することにより、中小企業及び商店街の振興に寄与することを目的とする。
補助対象者	① 資本の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の法人並びに常時使用する従業員の数が 50 人以下の法人若しくは個人の方 ② 商工会の会員で町内に住所及び当該店舗を有する方 ③ 補助対象業種を3年以上現に営んでいる方で、補助事業実施後も引き続き同一事業を営む方。 ④ 町税等を完納している方。 ⑤ 過去に本補助金を受給した方については、前回から5年以上経過をした方。
補助対象業種	補助対象となる店舗の業種は、小売業、飲食業(交遊飲食業は除く。)及びサービス業(日常の社会生活において広く一般的に利用されているサービス業に限る)等(業種については、ホームページ参照)。
補助対象となる事業	補助対象は、店舗の外装、内装に係る建築工事費のみとし、設備備品等の整備、購入費等は含みません。
補助率	事業費の 20 万円を超過した分の 30%以内 (※算出額の 1,000 円未満の端数は切捨てます。) ただし、国県等の補償費等の交付がある場合は、店舗整備事業費からその額を控除した額を補助する。
助金限度額	50 万円

【詳しいお問い合わせは下記連絡先へ】

さつま町役場 商工観光課 商工振興係 TEL 0996-53-1111(内線 2331)



平成 26 年度中央会の補助事業活用のご案内

中央会では、組合活性化の支援、新分野進出、経営革新、ものづくりや創業の支援をはじめ、IT化の推進、法律・税務や労働等に関する問題への対処、環境・リサイクル問題への対応など、業界を取り巻く様々な課題の解決に向けた支援を行っています。中小企業の発展のため中央会の補助事業を是非ご活用下さい。

1. 研修会等に参加して資質の向上を図りたい！

組合運営の向上や中小企業の経営力の強化に役立つ研修会・研究会を開催します。

40 ページを参照

2. 地域資源やITの活用、環境対応、事業再構築等に取り組みたい！

業界の課題解決や新たな事業に挑戦する組合等を対象に研究会等を実施し支援します。

40 ページを参照

3. 活気のあるまちづくり・儲かる事業所にしたい！

商業・サービス業及び商店街の活性化や組織化に取り組む組合等を対象に研修会等を実施し支援します。

42 ページを参照

4. 小企業者の経営基盤を強化したい！

小企業者で組織された組合が経営基盤強化のために実施する調査や研究会等に対し助成します。

42 ページを参照

5. 後継者の育成及び青年部の活性化に取り組みたい！

業界の将来を担う後継者の育成及び青年部の活性化に取り組む組合等を対象に研究会等を実施し支援します。

43 ページを参照

1. 資質向上のための研修会・研究会を開催

(1) 組合等運営活性化支援事業

【事業の内容】

組合を取り巻く環境変化への対応、管理・運営面の強化、人材育成等に関する研究会や講習会を実施します。

【過去の事例】

組合員・組合役員講習会、経済講演会、自治監査講習会、決算講習会、事務局代表者講習会、女性キャリアアップセミナー等を開催した。

【実施成果】

組合運営や販路拡大等への意識向上や今後の方向性に関する多くのヒントが見い出された。



2. 地域資源振興・IT化推進・新分野強化等に関する研究会等を開催

〔補助率：総事業費の2/3〕

(1) 経営強化・運営改善

【事業の内容】

経営強化・組合運営改善に取り組む組合等を対象に研究会等を開催します。

【過去の事例】

- ・自動車電装品業界が最新技術に関する研究会を開催した。
- ・印刷業界が印刷物の著作権に関する研究会を開催した。

【実施成果】

生き残りに必須な最新技術の導入や著作権、知的財産権、所有権、商標権等に関する知識が高まり、今後の対応について方向性を得ることができた。



(2) 危機対応

【事業の内容】

危機対応に取り組む組合等を対象に研究会等を開催します。

【過去の事例】

環境整備業界が危機対応に関する研究会を開催した。

【実施成果】

震災等の不測の事態への対応について研究し、事業継続計画策定のヒントを得た。



(3) 地域資源振興

【事業の内容】

地域資源の活用により、新事業創出、研究開発、マーケティング等に取り組む組合等を対象に研究会等を開催します。

【過去の事例】

地域資源の掘り起こしによる地域活性化や、特産品を活かした売れる商品づくりの研究会を開催した。



【実施成果】

地域資源の発掘及び活用法について、意識改革と今後の方向性が見い出された。

地域資源を活かした新商品開発について、加工方法やデザイン等を検討し今後の取り組みのヒントを得た。

(4) 環境・リサイクル・その他

【事業の内容】

環境・リサイクルやその他の課題への対応に取り組む組合等を対象に研究会を開催します。

【過去の事例】

木材関連の組合が県産材の需要拡大と循環型社会への対応に業界が円滑に対応するための研究会を開催した。

【実施成果】

循環型社会への対応に関する知識と情報を得ることで、今後の取り組みのヒントを得た。



(5) 事業再構築支援

【事業の内容】

環境変化への対応のため事業再構築に取り組む組合等を対象に研究会等を開催します。

【過去の事例】

- ・建設資材の組合が事業の再構築を検討するための研究会を開催した。
- ・経営革新による事業再構築を探るための研究会を開催した。

【実施成果】

- ・共同購買事業の検討等、今後の事業再構築に向けたヒントを得ることができた。
- ・経営革新による事業再構築の事例や留意点から活性化策を検討することができた。



(6) 異業種間連携・組合間連携支援

【事業の内容】

異業種間・組合間の連携により、課題解決に取り組む組合等を対象に研修会等を開催します。

【過去の事例】

- ・地域産品を販売する組合が連携し、地域農産物のブランド向上と販路拡大に関する研修会を開催した。
- ・運送業と製造業の組合間連携による配送効率化に関する研修会を開催した。

【実施成果】

異業種間連携による地域農産物のブランド向上や販路拡大に取り組むうえでのポイントについて理解が深まり今後の方向性を見出すことができた。

組合間連携による配送効率化によるローコストな物流サービス構築のヒントを得た。

(7) 情報関連

【事業の内容】

情報化に取り組む組合を支援するため、ネットワークの構築・データベースの整備及びセキュリティ等について、専門家による研修会や情報処理技術者の資格を持つ中央会指導員による支援を行います。

【過去の事例】

- ・ I T活用をテーマとした研修会を開催した。
- ・ ソフトの更新や会計システムの導入について中央会指導員が支援した。

【実施成果】

- ・ 情報化の有用性や今後の経営戦略への I T活用についての理解が深まった。
- ・ 組合の情報化対応を円滑に進めることができた。

3. 商業・サービス業を対象に研修会を開催

〔補助率：総事業費の2/3〕

(1) 組合等連携強化指導事業（商業・サービス業）

【事業の内容】

商店街の組織化や商業・サービス業の事業活性化に取り組む組合等を対象に研修会を開催します。

【過去の事例】

組合運営を実践する理事長等を講師に、組織化のメリットや活性化の要点等について研修会及び意見交換会を実施した。

【実施成果】

先進的な事例を参考にすることで、組織化や組合運営の疑問点が解消され、事業活性化に向けた今後の取り組みについて検証を行うことができた。



4. 小企業者組合を対象に講習会の実施を支援

〔補助率：総事業費の2/3〕

【対象となる組合】

構成員の4分の3以上が小企業者(※)の組合

【小企業者】

常時使用する従業員の数が5人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については2人)以下の会社及び個人

(1) 小企業者組織化特別講習会

【事業の概要】

小企業者で構成する組合が、組合運営や組合員の経営向上のために開催する講習会に対して助成します。

【過去の事例】

環境への取り組みをビジネスに活かす手法、経営者に必要な会計知識、特産品を活かした新商品開発の進め方、車体整備の見積もり技術の向上等、小企業者の経営向上を検討するための講習会を開催した。

【実施成果】

- ・環境対応をビジネスチャンスに結びつける意識改革や新製品開発の方向性についてヒントを得た。
- ・経営における会計知識や見積もり技術の重要性を再認識することができた。

(2) 小企業者組合成長戦略推進プログラム

【事業の概要】

小企業者で構成する組合が、ITを活用した市場開拓や異分野連携による技術開発等を目指す取り組みに対して助成します。

【事業の内容】

実現可能性の検証及びその結果を活用した実証システムの構築

5. 後継者育成のための研究会等を開催

〔補助率：総事業費の2/3〕

(1) 組合等運営活性化支援事業（組合青年部・後継者）

【事業の内容】

業界の将来を担う後継者の育成に取り組む組合等を対象に研究会等を開催します。

【過去の事例】

- ・建設業の組合が災害時の対応と課題を検討するための研究会を開催した。
- ・食品製造業の組合が労務管理を研究するための研究会を開催した。

【実施成果】

- ・被災地での復興作業を研究することで、緊急時に想定される課題と対応策を確認することができた。
- ・雇用計画と労務管理について必要な知識を得ることができた。



これらの支援事業は、対象となる条件、経費負担の割合、補助金額の上限等がそれぞれ異なります。また、この他にも国・県、全国中小企業団体中央会等が公募する補助事業がありますので、お気軽にご相談ください。

【お問い合わせ先】

鹿児島県中小企業団体中央会 TEL 099-222-9258

日本の伝統食「納豆」を継承する 安心・安全なものづくり

株式会社しか屋 代表取締役 宮之原 正治 氏

時代の風を読み、将来に備えることはあらゆる企業にとって重要なテーマであり、的確な対応が企業発展の鍵となります。

本号では、日本の伝統食品である「納豆」の食文化を継承し、新たな技術でサブリ分野等にも挑戦する企業、「株式会社しか屋」の宮之原正治社長にご寄稿いただきました。



《はじめに》

弊社の歴史は、先代が昭和 28 年に天文館で酒の卸売業として「有限会社しか屋」を創業した時にさかのぼります。当時は鹿児島に「納豆」という食文化も「納豆」そのものもなく、終戦までしばらくを過ごした満州で出会った食べ物「納豆」を再現し、酒屋の隅で販売を始めました。

先代が亡くなった後、昭和 52 年、納豆の製造・販売を主事業とする「株式会社しか屋」に組織変更し、現在に至ります。

《会社の沿革》

- 昭和 28 年 鹿児島市天文館で有限会社しか屋を創業
- 昭和 52 年 株式会社しか屋に組織変更
- 昭和 56 年 本社第 1 工場を鹿児島市谷山港へ移転
- 昭和 59 年 鹿児島市下福元町に第 2 工場を新設（蒟蒻製造を開始）
- 平成 17 年 「子鹿納豆」が第 10 回全国納豆鑑評会で優秀賞を受賞
- 平成 20 年 「ゆきしずか納豆」が第 13 回全国納豆鑑評会で優秀賞を受賞
- 平成 21 年 「北海道こつぷ納豆」が第 14 回全国納豆鑑評会で九州農政局長賞を受賞
- 平成 22 年 納豆菌を使った環境浄化剤の研究・開発事業を開始
- 平成 23 年 「頑固おやじのこつぷ納豆」で全国納豆鑑評会特別賞を受賞
- 平成 23 年 バイオ事業部を設立
- 平成 23 年 鹿児島県経営革新計画承認取得
- 平成 24 年 九州農政局・九州経済産業局 地域産業資源活用事業計画に関わる認定取得

『三つの挑戦・守る、創る、果たす。』

守る

私たちは、日本の伝統的食文化の継承者としての責務を忘れず、一生懸命につくり、一生懸命に商います。

創る

私たちは、常に新たな市場の開拓と品質の向上に挑戦し続け、美味しく、健康で、安全・安心な次代の日本食文化を創出します。

果たす

私たちは、お客さまに誠実さを、地域社会には貢献を、お取引先さまとは相互の発展を、従業員には幸せを約束します。

納豆は、「日本人の健康に良い食べ物意識調査」等で常に上位にあがる伝統食です。

人は食べることで健康に生きていきます。その食べ物は安心・安全でなくてはならず、その上で、より美味しくすることを目指し、日々取り組んでおります。

納豆には美と健康に関する優れた栄養素（ナットウキナーゼ、ポリアミン、ビタミンK2、イソフラボン等）が豊富に含まれています。

弊社では、「納豆」及び「納豆サプリメント」の製造・販売を通じて、お客様にこの優れた食品「納豆」をお届けします。



日本の伝統食「納豆」



納豆に含まれる栄養素とその機能性

《取組内容》

1. 納豆に関わる関係事業

弊社は、納豆に関わる事業として、学校給食やスーパー等で販売される「納豆」の製造、納豆で作る「納豆サプリメント」の製造・販売、「納豆菌製品」の製造・販売等を致しております。

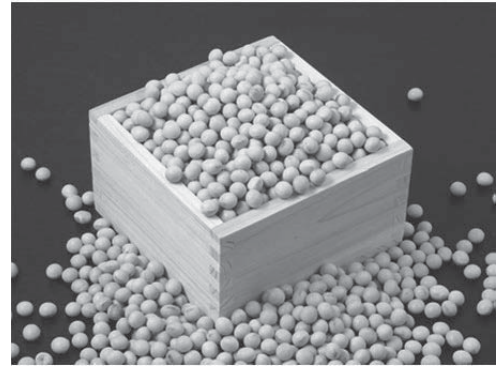
納豆は約 1,000 年に亘り日本人に愛され、食され、その安全性が証明されてきた伝統食品です。大豆を納豆菌で発酵することで納豆が造られますが、この納豆菌は大変に生命力や繁殖力に優れ、 -100°C でも $+100^{\circ}\text{C}$ でも死滅しません。この強さゆえに他の発酵食品等を取り扱う企業では嫌われることが多いのですが、生きたまま腸まで届いて働くことがわかっており、薬の原材料としても利用されています。

(1) 「納豆」の製造

✦ 原料大豆のこだわり

納豆は原料大豆がそのままの形で製品になる食品です。また、納豆菌の発酵により納豆となるため、原材料の良し悪しが商品の出来上りに大きく影響します。近年では小粒の納豆が好まれる傾向にあり、多くの原材料は納豆品種の大豆を使用しております。

わが国の大豆の自給率は、平成 24 年度で 8% であり、納豆の原材料となる大豆もその多くを輸入に頼っています。



原料大豆へのこだわり



納豆の主力商品

弊社では、国産大豆、輸入大豆のどちらも非遺伝子組み換え大豆を 100% 使用とし、さらに輸入大豆に関しては、入荷ロット毎に残留農薬検査の実施や製品テストを行い、ご安心いただける原材料のみを使用しております。

近年は、Aコープ鹿児島様と連携して、「地産地消」を目指し、鹿児島で栽培された大豆を使った納豆の製造に取り組み、コープかごしま様と連携して、品種まで限定した国産大豆を使用した納豆の製造、さらに、有機 JAS 認定を取得し有機納豆の製造にも取り組んでおります。

また、すかいらく様グループへの納豆の提供や、関東地区で人気のオイシックス様等へ一味違う納豆を提供させていただいております。

✦ 製法へのこだわり

どの業界でも同様と思いますが、創業当時には想像もできなかったほどに技術の進歩があり、機械化が進んでいます。

弊社でも大豆を高速でパックに詰められる機械や、納豆の味に大きく影響する発酵工程で使用する制御盤等は可能な限り導入しておりますが、機械化を取り入れつつも、最後の一味を決める工程では今も職人仕事を残し、こだわりのものづくりを進めています。

✦ 納豆屋の挑戦

納豆製造業者は、元来、焼酎メーカーが麹屋から種菌を購入するように、納豆菌屋から納豆菌を購入して納豆を製造しております。現在でも大手数社を除くほとんどの納豆製造業者が、全国に3軒ある納豆菌屋から種菌を購入し、ブレンドや比率を工夫して納豆を製造しています。

弊社では、美味しい納豆づくりを求めていく過程で、納豆菌の研究に着目し、現在は、新事業部において納豆菌の培養・研究を行い、新商品開発、より良い商品づくりに挑戦しております。

(2) 「納豆サプリメント」の製造

海外への納豆の輸出、市場調査を行ったことが、「納豆サプリメント」の製造を開始するきっかけとなりました。

商品化を実現できたのは、美味しい納豆の追及でこれまで得た技術とノウハウを手掛かりに、バイオ事業部を設立して、社内に研究設備を備えた研究室を設置し、鹿児島県工業技術センターや専門家の皆様のご協力を得て、独自の研究を進めることができた結果であります。

現在、納豆菌の培養から納豆の製造、サプリメントへの加工までを自社で行っているのは全国でも弊社が唯一です。



納豆カプセル

「和食」がユネスコ世界無形文化遺産に登録され、世界から注目される今、健康食として日本食の代表選手ともいえる納豆も注目されており、アジアを中心に海外からも問い合わせをいただくまでになりました。



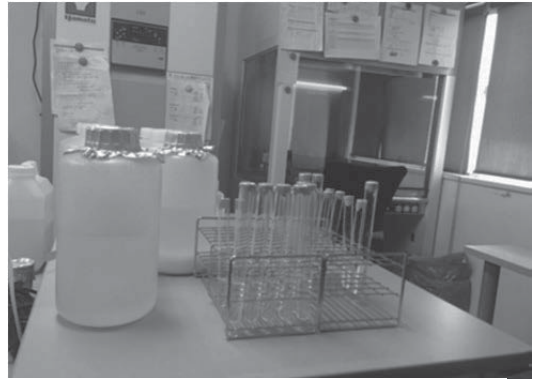
納豆粉末「体内美人」

また、国内販売においては、鹿児島県特産品協会が実施される販促事業への参加や、吉本興業所属のタレント「シルクさん」とのコラボ商品を開発するなど、インターネットでの販売を中心に販売数を伸ばしております。

(3) 納豆菌でつくる特殊肥料や浄化剤の開発・製造・研究

平成 22 年度に鹿児島県の委託事業を受けた事をきっかけに、納豆菌の研究、商品開発を開始しました。

自然由来の納豆菌のたんぱく質分解能や一部の病原菌の予防効果等の特性を活かした商品を開発することにより、これらの商品を通じて地球環境の保全に寄与することを目指しております。



研究開発の様子



納豆菌の研究から生まれた製品

開発製品は、平成 25 年度及び平成 26 年度の鹿児島県のトライアル発注で採用されるなど評価をいただいております。今後も改良を重ねながら当部門が事業の一つの柱となるよう研究・開発を進め、新しい発酵・バイオ事業の先端企業となれるよう努めてまいります。

併せて、研究を通し、主事業である「納豆」製造の技術力強化や品質向上を図り、より良い商品づくりに繋げていきたいと考えております。

2. 鹿児島県の地域資源「納豆」

平成 25 年に鹿児島県の地域資源に「納豆」が登録されました。また、驚かれることですが、鹿児島県は総務省の家計調査で度々「西日本一の納豆を消費する地」と発表されています。全国的には水戸光圀公の書物に登場することや、駅での納豆売りが風物詩となり「納豆」といえば水戸（茨城県）という印象が強いのですが、焼酎や鰯節、黒酢といった発酵食品の歴史があり、大産地でもある鹿児島が、100 年後 1000 年後に最も美味しい納豆の産地となれるよう、これからも一生懸命に励んでまいりたいと思います。

3. 安心と安全を伝える

美味しい食品は大前提として安全なものでなければなりません。安全を目指すことにはゴールはなく、食品造りの中で常により良くすることを目指し、常に改善を繰り返していくことが重要だと考えています。

安心とは、安全とは違い、感じる事です。お客様に安心してお召し上がりいただくために、日々努力をしていくことは前述の通りですが、それに加えて、正しい情報をわかりやすく発信していくこともこの社会では製造者の責任として重要であると近年強く感じます。多過ぎるほどの情報が溢れている現代だからこそ、良いものはきっと伝わるという思いだけではなく、造

り手の責任として情報を発信し、安心してお召し上がりいただける商品としていかななくてはならないと考えております。

苦手な分野ではありますが、今後はインターネットの活用など、現代らしいツールも活用し、正しい情報発信を模索してまいりたいと考えます。

納豆屋が作るものだから、安心安全！



”しか屋”は、創業 60 余年の老舗納豆屋であり、『納豆』を知り尽くした、『納豆』のプロ集団です。そのプロ達が、安心安全の精神を基に、考え、こだわり、皆様の『美と健康』をサポートする商品を作り続けています。是非一度お試しください。

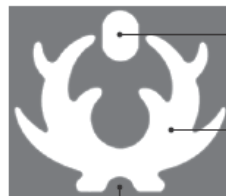
しか屋ホームページから

《これからの展開》

弊社は、鹿児島で納豆を造り、食していただき、生きてきた会社です。鹿児島の皆様に必要とされ、愛される企業になることが、日本で、そして世界で認められる商品をつくることに繋がると信じております。

厳しい環境に強く、伝統食であり健康食でもある「納豆」が、日本だけではなく、世界の食品として貧困や健康に役立つ日が来ることを目指し、これからも一生懸命に納豆を造り、商ってまいりたいと思います。

■ しかやマークの由来



納豆の粒はしかやドリーム(目標)をあらわしています。

個性の尊重

社員一人ひとりの個性は角の突起のようにいろいろな方向を向いていますが、目標はきちんと共有され、しかやドリームを手にかけているイメージを表しています。

色は赤=情熱、力強さを表しています。

《株式会社しか屋》

◇代表取締役 宮之原 正治

◇主 な 事 業 納豆・蒟蒻・ところ天・大豆製品の製造、加工及び販売
納豆菌を原料とする環境浄化剤の研究・開発及び製造、販売

◇本 社 住 所 〒891-0131 鹿児島市谷山港2丁目2番16号

TEL 099-262-0710(代表) FAX 099-261-8930

ホームページ <http://shikaya.com/>

facebook <https://www.facebook.com/shikaya710>

e-mail info@shikaya.com

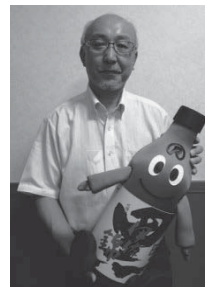
Never Give Up! 元気を出そう! がんばれ中小企業

芋焼酎の製造・販売を通じた 地域経済・地域社会への貢献

大口酒造株式会社 代表取締役 向原 英作 氏

国内経済は、4月からの消費増税で企業の生産や個人消費に落ち込みが見られるなど、今後の景気動向に目が離せない状況が続いている。

焼酎業界においては、第3次焼酎ブームにおける需要の急拡大を経験したが、ブーム終焉後は、若年層の酒離れ等からここ数年間は概ね横ばいで推移しており、今後の巻き返しが喫緊の課題となっている。こうした中、鹿児島県伊佐市で、昭和45年の創業以来、伝統の技と手法を持ち、一貫して本格焼酎の製造・販売に取り組んでいる大口酒造株式会社代表取締役の向原英作氏にお話を伺った。



I 会社紹介

➤ 会社の歴史

昭和45年8月、伊佐市の大口及び菱刈の酒造会社11事業所（10法人1個人）で、酒質の向上、市場の安定、県外出荷を目的に、製造から販売までを一貫して行う全部協業の協業組合を発足させ、銘柄を「伊佐錦」に統一しました。平成19年12月には株式会社へと組織変更を行い、今日に至っています。

昭和62年、県内に先駆け、黒麹仕込みによる「黒伊佐錦」を開発・発売して好評を得ました。

現在、当社の商品としましては、「黒伊佐錦」「伊佐錦」をブランドに、「伊佐舞」「甕伊佐錦」「伊佐小町」のほか、より手軽に焼酎を楽しんでもらうため、13～25度までの度数を揃えた200ml入りの「ショットバーシリーズ」などを展開しています。

当地は、気候や良質の水など焼酎造りに適した自然環境に恵まれ、厳選した素材や原料に加え、伝統の技と近代的製法が融合することで、製品に深い味わいを醸し出しています。

➤ 社章のコンセプト

社章は、大口酒造のイニシャル「O」をシンプルに表現し、力強さや親しみやすさ、はつらつとした進取の社風という意味合いがあります。

バックのカラー（淡いターコイズグリーン）は「名水の里・伊佐」をイメージし、水のもつ爽やかさやまるやかさをマークに託しています。下段には黒バックに伊佐錦のロゴを配して、安定感・信頼感を表現し、長年に亘り親しまれてきたロゴタイプを継承し、歴史、伝統、のれんを大切にしている姿勢を打ち出しています。



II 焼酎のふるさと「伊佐」

➤ 焼酎のふるさと

国の重要文化財のひとつである郡山八幡神社（鹿児島県伊佐市）で、昭和 29 年解体修理した際、棟木札から 450 年以上も昔の宮大工が残した落書きが発見されました。「このの主はケチで一度も焼酎を飲ましてくれなかった」という内容のもので、永禄二年（1559 年）と記されていることから、当時すでにこの地方では焼酎が飲まれていたことが裏付けられ、伊佐市が「焼酎のふるさと」と言われる由縁となりました。この歴史を後世にも引き継いでいきたいと考えております。



➤ 恵まれた自然環境

「百姓が米を食うところ」と昔から言われた伊佐地方は、美味で知られる伊佐米の産地であり、清流、寒冷な気候など自然環境にも恵まれています。

また、当工場で生産される焼酎は、地下 100m より湧き出る清水を使用しています（仕込み水、焼酎の割り水に使用）。

薬品を一切使用せず、オゾン殺菌しておりますので、お茶にも焼酎の燗付けにも最適です。

本社工場入り口、第二蒸溜所入り口に設置している水汲み場では、どなたでも自由においしいお水を汲んで、お持ち帰りになれます。



III 地域性・環境に配慮した事業展開

➤ 「エコアクション 21」への取り組み

当社の主な事業内容は、単式蒸溜焼酎の製造及び販売であり、この事業を行うにあたり、大量の電力・重油などのエネルギーを使用します。また、清掃や洗浄に使用した水が大量に排出されています。その他に、商品を梱包するための資材や瓶などの多くの資源を使用して事業活動を行っています。当社が事業活動を行う際に、どのような環境負荷が発生しているのか、また、どのように改善すべきかを検討するために、「エコアクション 21」による環境マネジメントシステムに取り組みました。平成 18 年 12 月 15 日には、本社工場が「エコアクション 21」認証・登録事業所となり、平成 20 年 12 月には、本社事務所、第二蒸溜所、花北配送センターの更新審査を行うなど、現在全事業所で「エコアクション 21」に取り組んでいます。

➤ リユースできる「R900 ビン」の導入

平成 13 年までワンウェイビンを利用していましたが、PL 法の影響等から再利用を断念し、平成 16 年から全ての製品に「R900 ビン」を導入しました。

R900 ビンをリユースすることで CO₂ 排出量が大幅に抑制できましたし、回収システムの採算ラインである回収率 30% を活動 9 年目にして上回り、現在では年間約 140 万本のリユースビンを出荷するまでになりました。



また、平成 24 年から伊佐市内の酒屋にて回収した空きビンや焼酎紙パックを当社に集め、まとめてリサイクルする取組みもスタートしております。

➤ 焼酎粕の畜産リサイクル（食品廃棄物の再生利用）

「焼酎粕」は焼酎を製造する過程で発生する食品廃棄物で、当社では 1 日に最大で 150 トンを排出します。平成 16 年から地元の畜産業者と協力し、焼酎粕を飼料として提供しています。焼酎粕を餌とした豚には、肉質向上・生育促進という素晴らしい効果が認められています。さらに、養豚から出た糞で堆肥を作り、焼酎の原料である米やサツマイモの生産に使用する地域食品循環システムを目指しています。なお、焼酎粕の 60%が養豚の飼料、40%は肥料として再生利用されています。また、原材料である芋の切端も全て家畜の飼料として提供しています。



➤ 「エコ通勤手当制度」の導入

平成 20 年から、自動車に代えて徒歩や自転車で通勤する社員に対し 1 km 当たり 10 円を賞与で支給する「エコ通勤手当」制度を導入しました。この制度は、社員の提案によるユニークな制度であり、「地球にも家計にも優しく、メタボもさよなら」というキャッチフレーズのもと環境負荷の軽減と社員の健康増進の両立を目指しています。



お陰様で、これら環境に配慮した取組みが評価され、平成 20 年には「循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰」、平成 26 年には「第 20 回鹿児島商工会議所産業経済賞大賞」を受賞させていただきました。今後もさらに環境活動の定着、向上を役員・社員一同目指して参りたいと思います。

IV 今後の事業への取組み等

➤ DBJ健康経営（ヘルスマネジメント）格付取得

平成 26 年 4 月、日本政策投資銀行より、本格焼酎業界・南九州地域初となる「DBJ健康経営（ヘルスマネジメント）格付」を取得しました。この制度は、社員の健康配慮への取組みが優れた企業を評価・選定し、その評価に応じて融資条件を設定するという、「健康経営格付」の専門手法を導入した世界で初めての融資メニューです。今後とも、積極的に社員の安全と健康管理に取り組んでまいります。

➤ 環境保全活動への一層の推進

「エコアクション 21」に取り組み始めて 8 年目を迎え、大規模な設備更新等でなければ CO₂ 排出量の削減は難しい段階に入っていますが、今後も unnecessary 電燈を消す、アイドリングストップなど地道な活動を継続しながら、活動計画に沿って削減に努めてまいります。

併せて、食品廃棄物の再生利用、廃棄物排出量削減、省資源の推進及び啓発活動等に役員・社員一丸となって取り組んでいきたいと思っております。

➤ 鹿児島島の魅力を情報発信

本県は、世界自然遺産に登録されている屋久島をはじめ、特色のある島々や桜島、錦江湾、良質な温泉など豊かな「自然・景観」、焼酎・黒豚・黒酢などの「食」、個性ある「歴史・文化」などを有しており、魅力に満ち溢れています。これらの多彩な資源にさらに磨きをかけ、国内外に対し、観光客の誘致や県産品の販売促進等、情報発信をしていくことが重要であると思います。

➤ 少子高齢化・人口減少への対応が最大の課題

少子高齢化・人口減少に伴って若い世代の消費量が落ちているうえ、発泡酒や第3のビールなど安い酒が売れる傾向があり、そのあおりを受けています。景気低迷による低価格志向や健康志向を背景に、飲酒量がさらに減ることも予想され、強い危機感をいただいています。環境変化にいち早く対応し、次の世代に引き継ぐ糸口を早急に見つけたいと考えております。

➤ 最後に一言

昭和45年の創業以来、“おいしい焼酎づくり”一筋に取り組んでまいりました。なかでも、昭和62年に黒麹仕込みによる「黒伊佐錦」を開発し、芋焼酎業界で黒ブームを巻き起こすきっかけとなったことは感慨深いものがあります。また、「過去活動はエコ活動」という考えの基、環境保全活動に取り組んでいますが、R900ビンの導入や焼酎粕の畜産リサイクルへの取り組みは前例がなく実施にこぎつけるまで大変苦労した思い出があります。

今、仕事をしていく上で“チームワーク”が最も大切であると感じております。社員一人ひとりの自律性を尊重しつつ、皆が共通の目的のもとに仕事をし、かつ互いに連携していくことが重要であり、そのためには、社員と真剣に向き合い、それぞれの強みを伸ばせるような職場づくりを目指しています。

今後も、消費者の皆様にご愛飲される芋焼酎づくりに真摯に取り組み、地域経済・地域社会に貢献していきたいと考えております。

《大口酒造株式会社》

- ◇設立 昭和45年8月
- ◇資本金 4,800万円
- ◇事業概要 本格焼酎の製造・販売
- ◇主要製品 黒伊佐錦、伊佐錦
- ◇代表取締役 向原 英作
- ◇所在地 〒895-2506 鹿児島県伊佐市大口原田 643
- ◇連絡先 TEL 0995-22-1213 FAX 0995-22-9381
- ホームページ <http://www.isanishiki.com/>
- メールアドレス okuchi@isanishiki.com



組合インタビュー

～美と健康増進でお客様のくらしをサポート！～

鹿児島県化粧品小売協同組合 理事長 馬場 伸行 氏

鹿児島県化粧品小売協同組合の馬場伸行理事長にお話をお伺いしました。

▶組合設立の背景について教えてください

以前は、県全域と鹿児島市内の2つの任意組織が業界活動を行っていました。

しかし、販売競争が激化する中、共同事業を積極的に行う機運が高まり、また、全国組織が化粧品メーカーとの連携を強め、事業を活発化させる時期と重なったことから、平成10年に任意組織を一本化し組織化しました。



馬場伸行理事長

▶業界を取り巻く環境は

ドラッグストアやディスカウント等の増加で、化粧品の価格競争は大変熾烈になっており、中小の化粧品小売業は売上の維持が厳しい状況にあります。組合においては、組合組織のメリットを活かした共同購買や情報提供等により組合員の競争力を高めるよう支援に努めています。

▶組合で実施している事業内容は

全国化粧品小売協同組合連合会（以下、全粧協）が大手化粧品メーカーと開発したオリジナル商品を中心に、化粧品及び健康食品等の共同購買事業を実施しています。また、各組合員がお客様により良いご提案ができるよう、美容と健康に係る最新情報の収集と提供に努めてまいります。

▶オリジナル商品「KIRYO」について教えてください

「KIRYO（キリョウ）」は、全粧協と資生堂の共同開発により誕生した基礎化粧品のブランドです。組合員店舗でしか購入できないオリジナル商品であり、自信を持ってお奨めできる安心のブランドですので、お近くの組合員店舗にて是非お試しください。



▶今後の展開について

私たち化粧品小売協同組合は、化粧品に関する確かな知識と技術により、安心してご使用していただける化粧品をお届けし、皆様の美と健康のお手伝いをしてまいりたいと常々思っております。お客様の美しくありたい、健康でありたい、豊かな生活を送りたいとの思いを専門店としてサポートしてまいります。組合員店舗は全粧協のHP（<http://www.cosme.or.jp/>）から検索できますので、お近くの組合員店舗を是非ご利用ください。

〔組合の概要〕

代表理事	馬場 伸行（「化粧品・くすりのbaba」代表 鹿児島市中央町6-25）
組合員数	100人（102店舗）
主たる事業	化粧品及び健康食品の共同購買、共同宣伝、教育及び情報の提供
組合員資格	化粧品の小売業を行う小規模の事業者
連絡先	事務局「美粧品の池田」 鹿児島市下荒田3-12-4 Tel 099-251-2343 fax 099-821-2001



●『第 59 回 中央会通常総会』開催



本会の第 59 回通常総会が 5 月 28 日、会員並びに多数の来賓出席のもと、鹿児島市の城山観光ホテルで開催された。

開会にあたり、中央会理念を全員で唱和した後、小正芳史会長が「昨年は東京オリンピック開催決定や富士山の世界文化遺産登録等明るい話題が相次いだほか、金融政策及び財政政策が機能し、大局的には景気回復の動きがみられた。しかし、業績改善や賃上げ等は首都圏の大企業中心の話題であり、TPP交渉が難航するなど景気の腰を折る懸念が根強いのも事実である。本県においても、個人消費と公共事業は底堅く推移



理念を唱和する下園副会長



挨拶を述べる小正会長

しているとの報告もあるが、消費税増税の影響など予断を許さない。さらに、多くの中小企業が燃料・材料費の高騰を転嫁できずに苦しんでおり、一刻も早く、地域中小企業に実効ある景気対策が望まれる。

このような中、中央会では従来組合支援に加え、様々な新規事業に取り組んだ。

全国で唯一「ものづくり補助金」と「創業補助金」の事務局を担当し、ものづくり補助金では、20億円を超える設備投資を後押しし、また、創業補助金では約2億4千万円の支援と350人近い雇用

創出に寄与し、さらに、消費税転嫁対策事業では、中小企業が適正に価格転嫁できるよう支援に努めた。今年度も『組合と共に明日を拓く中央会』の基本理念のもと、連携組織を活用した組合員企業における経営効率化、新製品・新サービスの開発と提供等を積極的に推進し、支援の充実・強化を図っていききたい。」と述べた。



続いて、伊藤祐一郎鹿児島県知事（田中和彦商工労働水産部長代読）、池畑憲一鹿児島県議会議員、森博幸鹿児島市長（南勝之経済局長代読）から来賓祝辞が寄せられた後、県知事表彰、叙勲・褒章受章者への記念品贈呈、中央会会長表彰が行われた。



田中和彦商工労働水産部長



池畑憲一県議会議員



南勝之経済局長

この後、柳正保副会長を議長に議案審議に入り、平成25年度事業報告・決算関係書類、平成26年度の重点目標を含む事業計画・収支予算案等が提出され、原案どおり承認可決された。

〔平成26年度 重点目標〕

- 組合等の組織化促進と事業活性化・経営革新支援
- 組合間連携の一層の推進による新規事業創出支援
- 中小企業・小規模事業者に対するものづくり補助金活用支援
- 創業促進補助金活用による創業、第二創業支援
- まちづくり支援、商業・サービス業革新支援
- 消費税の円滑かつ適正な転嫁支援



就任挨拶を行う小正会長

続いて、任期満了に伴う役員改選が行われ、会長に小正芳史氏（鹿児島総合卸商業団地（協）理事長）が再選され、引き続き開催された理事会において、副会長に柳正保氏（互協貿易（企）理事長）、秋元耕一郎氏（（一社）鹿児島県LPガス協会会長）及び下園廣一氏（南九州産業団地（協）理事長）の3氏が再選された。

《新役員一覧》

（敬称略）

役職	氏名	所属団体名	団体役職
会長	小正芳史	鹿児島総合卸商業団地（協）	理事長
副会長	柳正保	互協貿易（企）	理事長
副会長	秋元耕一郎	（一社）鹿児島県LPガス協会	会長
副会長	下園廣一	南九州産業団地（協）	理事長
常任理事	有村興一	鹿児島県蒲鉾（協）	理事長
常任理事	岩重昌勝	鹿児島県印刷（工）	理事長
常任理事	西郷隆文	鹿児島県薩摩焼（協）	理事長
常任理事	西川明寛	西川グループ事業（協）	理事長
常任理事	羽仁正次郎	鹿児島自動車工業（協）	理事長
常任理事	濱田雄一郎	西薩事業（協）	理事長
理事	青木英一郎	鹿児島県管工事業（協連）	会長
理事	有川裕幸	鹿児島県中小企業団体中央会青年部会	会長

役職	氏名	所属団体名	団体役職
理事	有馬純隆	鹿児島県素材生産業(協連)	理事長
理事	池田耕一	鹿児島県茶商業(協)	理事長
理事	稲葉直寿	鹿児島相互信用金庫	理事長
理事	今村裕	鹿児島県建築設計監理事業(協)	理事長
理事	大茂健二郎	鹿児島中国経済交流(協)	理事長
理事	上村基宏	(株)鹿児島銀行	頭取
理事	河井達志	鹿児島県商店街(振連)	理事長
理事	川畑俊彦	鹿児島市建設業(協)	理事長
理事	川原健一	大口酒造(株)	会長
理事	北菌幸二	鹿児島県中古自動車販売(商工)	理事長
理事	久保純一	鹿児島県川辺仏壇(協)	理事長
理事	窪田茂	本場大島紬織物(協)	理事長
理事	江夏洋	鹿児島県生コンクリート(工)	理事長
理事	後藤孝行	鹿児島信用金庫	理事長
理事	佐々木幸久	肝属木材事業(協)	理事長
理事	里村定夫	鹿児島共同配車センター事業(協)	理事長
理事	下津春美	(協)鹿児島ウッディホームビルダー協会	理事長
理事	田島直美	鹿児島県中小企業団体中央会女性部会	会長
理事	玉川恵	丸屋事業(協)	理事長
理事	坪久田正明	鹿児島県石油(商)	理事長
理事	坪水徳郎	鹿児島県味噌醤油工業(協)	理事長
理事	寺田実三	鹿児島電気工事業(協)	理事長
理事	中原浩一	鹿児島県澱粉(協連)	会長
理事	西田輝樹	鹿児島興業信用組合	理事長
理事	本坊松美	宝星殖産(協)	理事長
理事	前田正人	鹿児島県建築業(協)	理事長
理事	増田勇	鹿児島県畳(工)	理事長
理事	俣野公宏	中央地区商店街(振連)	理事長
理事	松崎秀雄	鹿児島県コンクリート製品(協)	理事長
理事	水溜政典	鹿児島県漬物商工業(協)	理事長
理事	森俊英	(株)南日本銀行	頭取
理事	安忠雄	奄美信用組合	理事長
理事	山崎洋	鹿児島県防水工事業(協)	理事長
監事	市坪孝志	鹿児島県橋梁構造物塗装(協)	理事長
監事	内木場盛	(協業)薩南浄水管理センター	理事長
監事	尾堂友紀	鹿児島県積ブロック(工)	理事長

栄えある受賞を心よりお慶び申し上げます

■鹿児島県知事表彰

長年にわたる中小企業組合発展へのご尽力と県内中小企業の振興に寄与した功績に対し、鹿児島県知事より2名の方々が表彰された。

(順不同・敬称略)

氏名	役職
秋元 耕一郎	鹿児島県プロパンガス(商工) 理事長 (一社)鹿児島県LPガス協会 会長
大茂 健二郎	鹿児島中国経済交流(協) 理事長



鹿児島県知事表彰受賞者

■中央会会長表彰

中小企業組合の発展と組合運営及び中小企業の振興に寄与した功績に対し、優良組合10組合、優良組合青年部1組合青年部、組合功労者22名、組合優秀事務局専従者13名、永年勤続従業員67名の方々を表彰した。



優良組合



優良組合青年部

●優良組合(10組合)

(順不同・敬称略)

組合名	理事長名
鹿児島県柔道整復師(協)	野村 哲夫
かもだ通り商店街(協)	森田 康之
鹿児島県瓦業(協)	日高 重範
鹿児島県ELV(協)	伊地 知志郎
西之表市商店街振興(協)	竹下 秀樹
かのや緑化(協)	前原 盛男
鹿児島県外壁改修・補修工事業(協)	原田 毅
鹿児島空港タクシー事業(協)	有村 純徳
蒲生の恵み(協)	池田 純哉
鹿児島県旅行業(協)	中間 幹夫

●優良組合青年部(1組合青年部)

(敬称略)

所属組合青年部名	部会長名
鹿児島市管工事(協)青年部会	照井 秀樹



●組合功労者（22名）

（順不同・敬称略）

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
鎌田 満 憲	鹿児島市管工事(協)	副理事長	野添 正文	垂水桜島地区生コンクリート(協)	理事長
川崎 静 哉	始良伊佐電気工事業(協)	理事	児島 高 春	鹿屋上下水道工事(協)	副理事長
舟倉 武 則	宮之城衣料品店(協)	理事長	久木 留 寛	総合物流(協)	専務理事
徳田 正 久	徳之島エルピーガス(協)	理事長	東 條 正 義	北薩材プレカット事業(協)	理事長
田原 岩 雄	鹿児島県環境整備事業(協)	監事	赤塚 恒 久	(協)情報タウンこくぶ	理事長
上山 秀 満	鹿児島県測量設計コンサルタント(協)	理事長	錨 義 人	(協)鹿児島県環境管理協会	理事長
宇都 影 義	鹿児島県自動車車体整備(協)	監事	本田 信 一	(協)南州高山ミートセンター	理事長
安永 睦 男	鹿児島県自動車車体整備(協)	理事	野呂 勝	鹿児島県畳(工)	理事
大野 弘 文	電九協鹿児島県電設(協)	副理事長	宮原 五 三	鹿児島県菓子(工)	理事
茂利 勝 義	鹿児島県タイル工業(協)	専務理事	尾堂 友 紀	鹿児島県積ブロック(工)	理事長
今村 裕	鹿児島県建築設計監理事業(協)	副理事長	江野 政 義	天文館にぎわい通商店街(振)	副理事長

●組合優秀事務局専従者（13名）

（順不同・敬称略）

被表彰者名	所属団体名	役職名	被表彰者名	所属団体名	役職名
本山 興 二	鹿児島市水産物卸売(協)	事務局長	上治真由美	鹿児島県中小企業共済(協)	業務課主事
原田まゆみ	鹿児島県蒲鉾(協)	事務局職員	谷口 恵子	鹿児島県中小企業共済(協)	査定課主事
大迫美代子	鹿児島県板金塗装工業(協)	事務員	伊福 公 哉	(協)鹿児島空港バス案内所	事務局長
廣森 幸 一	かごしま南薩砕石(協)	事務局長	村岡 英 喜	鹿児島中国経済交流(協)	事務局長
外屋 敷 考一	鹿児島生コンクリート(協)	電算課長	草水 貴 之	鹿児島県中古自動車販売(商工)	主任
小 峯 勉	鹿児島県コンクリート製品(協)	南薩支所長	西 善 恵	天文館一丁目商店街(振)	事務局長
福永 さゆり	鹿児島県防水工事業(協)	事務局職員			



組合功労者



組合優秀事務局専従者

●永年勤続従業員（67名）



永年勤続従業員

※※

■叙勲・褒章受章者への記念品贈呈

平成25年春・秋の叙勲・褒章受章者（叙勲4名、褒章2名）の皆様にご覧に小正会長より記念品を贈呈した。

（敬称略）

勲章	受章日	種別	氏名	役職
叙勲	平成25年春	瑞宝小綬章	新川 照男	鹿児島県遊技業(協) 前専務理事
〃	平成25年秋	旭日小綬章	岩田 泰一	鹿児島県菓子(工) 理事長(中央会名誉会長)
〃	平成25年秋	旭日単光章	川田 代勝彦	元谷山まちづくり事業(協) 理事長
〃	平成25年秋	瑞宝単光章	坂之上 建一	鹿児島県板金塗装工業(協) 元副理事長
褒章	平成25年春	黄綬褒章	西郷 進一	日置建設業(協) 理事長
〃	平成25年秋	黄綬褒章	内門 一郎	鹿児島県建設業(協) 理事



叙勲・褒章受章者

●『中央会青年部会総会』開催 有川裕幸氏が新会長に就任

中央会青年部会の第39回通常総会が5月8日(木)、鹿児島市の「ホテルパレスイン鹿児島」で開催された。奥副会長を議長に議案審議を行い、平成25年度事業報告及び決算関係書類、平成26年度事業計画及び収支予算案等について、満場一致で原案どおり承認可決された。

続いて、任期満了に伴う役員改選が行われ、新会長に有川裕幸氏(鹿児島県建設業青年部会)が、副会長には梶井健一郎氏(鹿児島市中央卸売市場青果食品(協)青年部)、宮武秀一氏(鹿児島県印刷(工)青年部黎明さつま)及び奥太志氏(鹿児島県自動車車体整備(協)青年部会)の3氏がそれぞれ選出された。



有川裕幸新会長

《新役員一覧》

(順不同・敬称略)

役職	所属青年部	氏名
会長	鹿児島県建設業青年部会	有川裕幸
副会長	鹿児島市中央卸売市場青果食品(協)青年部	梶井健一郎
〃	鹿児島県印刷(工)青年部黎明さつま	宮武秀一
〃	鹿児島県自動車車体整備(協)青年部会	奥太志
理事	鹿児島県環境整備事業(協)青年部会	徳永博光
〃	南日本新聞南伸会	石橋工
〃	鹿児島電気工事業(協)青年部会	安楽健一郎
〃	奄美大島自動車整備工業(協)青年部	大川内克治
〃	鹿児島市管工事(協)青年部会	照井秀樹
〃	鹿児島県味噌醤油工業(協)平成会	伊達英史
監事	鹿児島機械金属工業団地(協)青年部会	菊川陽一郎
〃	鹿児島県川辺仏壇(協)青年部会	木原史裕

平成26年度実施事業

【中央会補助事業】

(1) 青年部講習会

青年部活動の役割や中小企業活性化に必要な知識を習得する。

(2) 青年部研究会

業界が抱える課題等について解決に向けての方策を研究する。



青年部講習会

【青年部自主事業】

(1) 第27回チャリティボウリング大会 (6月28日)

(2) 第6回ソフトボール大会 (7月19日)

(3) 第18回チャリティゴルフ大会 (9月予定)

(4) かごんまわっぜかフェスタ'14 (10月26日)

(5) ボランティア事業 (12月予定)



かごんまわっぜかフェスタ

●『中央会女性部会総会』開催 田島直美氏が新会長に就任

中央会女性部会の第35回通常総会が5月9日(金)、鹿児島市の「ホテルレクストン鹿児島」で開催された。平成25年度事業報告及び決算関係書類、平成26年度事業計画及び収支予算案等について、満場一致で原案どおり承認可決された。続いて、任期満了に伴う役員改選が行われ、新会長に田島直美氏(株式会社田島組 取締役)が、副会長には笹山千枝子氏(国分酒造協業組合 会長理事)及び森清美氏(有限会社森運送)の2氏がそれぞれ選出された。

《新役員一覧》

(順不同・敬称略)

役 職	所 属	氏 名
会 長	株式会社田島組	田 島 直 美
副会長	国分酒造協業組合	笹 山 千 枝 子
〃	有限会社森運送	森 清 美
幹 事	株式会社不動運輸	樋 渡 信 慧
〃	株式会社マルダイ	大 山 美 代 子
〃	アイネットライフ有限会社	井立田 眞里子
〃	有限会社タイヤパレスサザンウインド	鶴 蘭 澄 子
〃	南日本ホールディングス株式会社	下 津 敏 子
〃	株式会社クリエーション橋	橋 元 節 子
〃	株式会社サンライズ	迫 田 絹 子
〃	有限会社山田塗装	山 田 マリ子
〃	株式会社中島電器	中 島 直 美
〃	株式会社昭栄	林 まり子
〃	株式会社清友	宮之原 清 子
会計監事	有限会社柿元商事	柿 元 敦 子
〃	株式会社悠善社	川田代 昭 子

《平成26年度実施予定事業》

- ・女性キャリアアップセミナー、レディース交流会 (8月22日)
- ・全国レディース中央会全国フォーラム/東京都 (10月7日～8日)
- ・会員懇談会 (12月上旬)

～ ♪ 中央会女性部会のご案内 ♪ ～

本部会には27名の会員が加入しています。「楽しく」「明るく」をモットーにわきあいあいとしたアットホームな雰囲気の中で組合や企業の中で女性がさらに活躍できるよう定期的にセミナーや交流会を開催しています。

楽しいイベント盛りだくさん！皆様の加入をお待ちしております。



田島直美新会長

組合運営のスペシャリストを目指そう！②

～中小企業組合検定試験問題にチャレンジ～

次に掲げた各文章について、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律上、正しいものには○印を、誤っているものには×印をしてください。

- 1 企業組合の総組合員（特定組合員を除く）の3分の2以上は、企業組合の行う事業に従事しなければならない。
- 2 事業協同組合においては、共済金額 10 万円超の共済事業が一定の要件の下に認められている。一方、商工組合においては、共済金額 10 万円超の共済事業はいかなる場合も実施できない。
- 3 組合員は総組合員数の 100 分の2以上の同意を得て、組合に対してその業務取扱時間内は、いつでも、会計帳簿の閲覧謄写請求をすることができる。組合は正当な理由なくしてこれを拒むことができない。
- 4 組合の定款は制定・改廃ともに総会決議を要するが、軽微な内容については、総会決議は不要である。
- 5 組合は、脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、持分の払戻を停止することができる。
- 6 理事は、任務を怠って組合に損害を与えた場合、組合に対してこれによって生じた損害を賠償する責任を負う。監事にもこの規定は適用される。
- 7 定款で定めた役員定数の下限の員数を割った場合は、任期満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。これを一般に残任義務と言っている。
- 8 役員を選挙を指名推選制で行う場合は、総会出席者全員の同意で指名推選制を採用し、被指名人について過半数の同意を得た者を当選人とする、という手続きになる。
- 9 事業協同組合は相互扶助の組織である。相互扶助の組織は、相互に資本を出し合って事業を実施し、その事業で得た利益を分配することを目的とする。
- 10 組合が業界発展のために国会や県議会に対して建議・陳情活動をすることは、政治的中立の原則に触れる。

【平成 25 年度中小企業組合検定試験 組合制度第4問】

(解答は P69 に記載)

中小企業組合士制度は、中小企業組合に従事する役職員の資質の向上を図るため、その職務の遂行に必要な知識に関する試験（毎年 12 月に実施）を行い、合格者の中から一定の実務経験を有する者に対して、「中小企業組合士」の称号を与える制度です。皆様の積極的なチャレンジをお待ちしています。



第3回 「規約・規程の作成」について



規約・規程を作成しようと思っていますが、「規約」と「規程」は何が違うのですか？
また、どのように作成すればよいのですか？

はい！お答えします！

- ◆ 組合の基本的事項については組合法や定款に規定されていますが、トラブルを未然に防止し、スムーズな組合運営や事業実施のためには、詳細な実施基準を定めた「規約」や「規程」の作成が必要となります。
- ◆ 「規約」は、組合と組合員間を規律するルールです。代表的なものとして、共同購買事業などの事業規約、総会規約・委員会規約・青年部規約などがあり、制定や改廃に際しては、総会の議決が必要です。
- ◆ 「規程」は、組合の事務、会計その他に関する内部的なルールです。給与規程、旅費支給規程などがあり、制定や改廃に際しては、総会決議は必要なく理事会の議決で足りります。
- ◆ 作成に当たっては、「組合の規約・規程例集」（全国中小企業団体中央会発行）や「組合の実務Ⅲ」（本会発行）を参考に、組合の実情を十分踏まえた内容にしてください。



詳しいことは、中央会の担当指導員に聞いてほしいぶー

鹿児島県内の業界情報

(平成 26 年 4 月情報連絡員報告)

製造業

味噌醤油製造業

消費税増税が実施される直前の3月に、県内の量販店や県外の得意先から予想以上の注文があったこともあり、その反動から全体的に4月は対前年同月比で2割前後の落ち込みとなった。この様な状況がいつまで続くのか、各社戦々恐々としている。

酒類製造業

(平成 26 年 3 月分データ。単位 k0・%)			
区分	H25. 3	H26. 3	前年同月比
製成数量	15,086.2	13,793.4	91.4
移出数量	県内課税	5,462.1	6,529.6
	県外課税	6,670.5	7,454.6
	県外未納税	3,942.0	3,286.1
在庫数量	215,588.9	221,025.5	102.5

漬物製造業

消費税増税の影響により、静かな4月であった。

蒲鉾製造業

消費税増税の影響からか、旅行客数が減少し土産用の売上も減少した。4月は対前年同月比でマイナス8%という結果であった。増税に対応するため、プライスカード・パンフレットなどの事務関係書類やソフト等に出費がかさんだ。

鯉節製造業

昨年からの生値の推移を比較すると、100円/kg程安くなり、140円～150円となっている。昨年は非常に高い状態が続いていたが、安定的に原料が供給されるようになると、業界としても良い方へ向かっているとと言える。

菓子製造業

消費税増税の影響が非常に大きい。規模の大きな企業でも売上は激減しているが、小規模の企業になると更に厳しい状況である。

茶製造業

昨年より生育が遅れた分、4月の売上高は対前年同月比84.6%であった。

本場大島紬織物製造業

紬織工の高齢化に伴い、織り上げスピードが遅くなっている。そのため生産反数も落ちている。

木材・木製品製造業

大型連休を前に需要の停滞感が一段と強まった感があり、荷動きは弱く、薄商いが続いている。原木丸太の需要構造と流通変化の兆しは、県内各地の皆伐箇所で見られるようになった。さらに、原木丸太の価格動向も一部建築用適寸材を除き、スギ・ヒノキとも従来認識の枠外で動いていることから、業界では先行き不透明感と危機感を強めている。

木材・木製品製造業

最近の製材工場の稼働状況は、一時の多忙さを脱したと言っているのか、失ったと言った方がいいのか、喧騒さが無くなってきつつある。工務店は、契約物件の仕事が人手不足・物不足・流通停滞等の影響で遅れていたが、少しずつ順調になりはじめている。そのため、木材利用ポイントの申請が増えてきつつある。今後の見通しについては、増税の影響で建築資材等が値上がりし、相場の不安定さが解消されていないため、業界としては慎重姿勢が続いており、先が読めないのが実情である。

生コンクリート製造業

出荷量は138,682立米で対前年同月比95.4%であった。特に減少した地域は串木野・川薩・宮之城・出水・南隅・種子島・屋久島・奄美大島・奄美南部・甌島・沖永良部・喜界島、特に増加した地域は鹿児島・始良伊佐・垂水桜島・大隅であった。対前年比で民需は伸びているものの、官公需が大幅な減となっている。内容をみると、繰越額が例年より縮小した地域や激甚災関連工事が終了した地域、前年度の大規模物件の終了など、様々な要因により地域格差が生じている。

コンクリート製品製造業

4月度の出荷トン数は6,604トンで、対前年同月比で94.7%であった。出荷量は始良地区のみ増加しており、他の地区は同等若しくは減少となった。しかし、4月度の受注件数は前年同月と比べて増加しているため、今後の出荷増に期待がかかる。

金属製品製造業

明るい兆しがない訳ではなく、薄明かりの状態である。ただ、全体のムードが変わる程の変化は見られない。

畳製造業

畳表は、例年になく高止まり感が強い。住宅着工件数も多い様であるが、畳を使用する枚数は減少する一方である。また、畳替えも減少傾向にあり、今後もこの状況が続くと思われる。

印刷業

4月から消費税8%が施行されることとなったが、事前の周知等が細かくされていたせいとか、各社大きな混乱もなく受け入れているようである。むしろ、原油価格の高騰や材料費の値上げなど、不安材料は他にも山積しており、更なる経営努力が求められるところである。

非製造業

卸売業

住宅・自動車関連は、対前月比20%~40%売上が減少している。4月の落ち込みについては、予想していたこともあり、冷静に受け止めている。ただし、5月以降の回復力が予想以上に遅いとの意見もある。食品・外食関連は、増税の影響も少なく堅調に推移した。一部には賃金上げもあり、「外食は底堅かった」のではないかと意見もある。全体として、増税による売上反動減は予想の範囲であり、夏場までの回復に注目と期待感がある。

燃料小売業

昨年末から今年初めにかけて、中東からの輸入価格が上昇しており、その影響から販売価格は高めで推移している。ただ、仕入価格も上昇していることから、取引条件等に大きな変化はないと思われる。4月から新入社員の採用により、雇用人員はやや増加した。

中古自動車販売業

4月に入り、駆け込み需要の反動から、来店客も少なく急激に売上が落ち込んだ。今後、この状況が夏頃まで続くのか、秋頃まで長引くのか懸念される。早期回復が期待される。

青果小売業

4月は対前月比93.4%、対前年同月比92.9%であった。

農業機械小売業

昨年4月に比べ、売上高・収益ともに減少した。3月までの売上増による反動ではないかと思われる。これから普通作の植付けが始まるが、それに伴う需要に期待したい。

石油販売業

原油価格は、ウクライナ情勢等の政情不安から上昇傾向である。それに伴い、石油製品の卸価格も上昇している。駆け込み需要の反動による売上の減少から、小売価格への転嫁が遅れており、厳しい収益状況が続いている。

商店街（霧島市）

商店街の4月の売上状況は減少傾向であった。特に小売業については、増税の影響が顕著であり、衣料品店等は厳しい状況となっている。飲食業においては、4月前半は好調であったが、消費税増税施行や大型連休を控えていることもあり、後半は前月に比べ売上が減少している。

商店街（薩摩川内市）

4月からの消費税増税の影響により売上は落ち込んでいる。

商店街（鹿児島市/天文館地区）

各店舗とも様々なセール開催を計画しているが、ゴールデンウィークを控えているため、4月は全てをおさえ気味であった。例年4月は、豪華客船の入港も多く来街者数は伸びるが、販売まではつながらず苦戦している。消費税増税による駆け込み需要の反動は、まだ続いている状況である。

サービス業（旅館業/県内）

4月の上旬から中旬は例年閑散期であるが、今年は消費税増税の影響からか、例年以上に客数が減少している施設が多い。5月の連休についても、後半は前年よりも予約が少ない施設が多い。

美容業

3月後半の駆け込み需要の影響から、4月は暇になったという声をよく聞くようになった。料金表の変更に伴い、メニューの見直しを実施したサロンも少なくない。今後の消費動向については、注意深く見守りながら、地域・客層に合わせた最良な対策を実施したい。

旅行業

消費税アップのため、旅行客減少の状況が懸念されたが、仕事による出張等への影響は殆ど無く、家族旅行の申込み状況についても、昨年同様にTDRへの希望が多くとなっている。GW後半の販売に期待したい。

4月の集客状況は対前年同月比で97.7%であった。

建築設計業

2月の県内住宅着工戸数は、前年同月比6%増の918戸（前年同月866戸）となり、2ヶ月ぶりに増加に転じた。消費マインドの改善等もあり堅調に推移してきたが、消費税の引き上げに伴う駆け込み需要の反動もあって、増勢が鈍化している。4月以降は様子見が多く、今後の動向を注視しているところである。

自動車分解整備・車体整備業

消費税増税前に多忙だった反動により、4月の売上は相当落ち込んだ。連休後も例年、閑散期になるのでも更に厳しい状況が予想される。

電気工事業

4月になり、戸建住宅・官庁工事等も一段落し、各社とも若干一息ついている状態である。一方、太陽光発電については、今後も引き続き需要がありそう。

造園工事業

造園業界の景気が低迷しており各社とも経費節約の傾向にある。

建設業（鹿児島市）

人手不足による受注拒否をする場合もあるが、公共工事は徐々に増えてきた。今後は、組合が中心となって、若年者への入職促進を図る必要がある。

建設業（曾於市）

材料代の値上がり与设计単価の差が大きく、原価に占める材料代の比率が高くなっているため、収益のアップにつなげていない。また、公共工事の増加も今のところ実感はなく、今後に期待したい。一部に景気回復の動きはみられるが、先行きの見通しは判断できない状況である。また、仕事がない時期も同じように経費はかかるため、経営内容が悪化している。

貨物自動車運送業

春の交通安全週間が実施され、各運送事業者は飲酒運転撲滅などのマナー向上に努めた。また、4月から実施の高速道路新割引について、長距離が多い鹿児島県にとっては、非常に厳しい状況になるのではないかと不安である。

運輸業（個人タクシー）

4月からの消費税増税で、当組合では「公定幅運賃」により3段階の運賃が発生した。下限580円・現状600円・上限620円の設定となったため、今後の対応策については、様子を見てから検討せざるを得ない状況である。

平成 26 年 5 月 鹿児島県内企業倒産概況

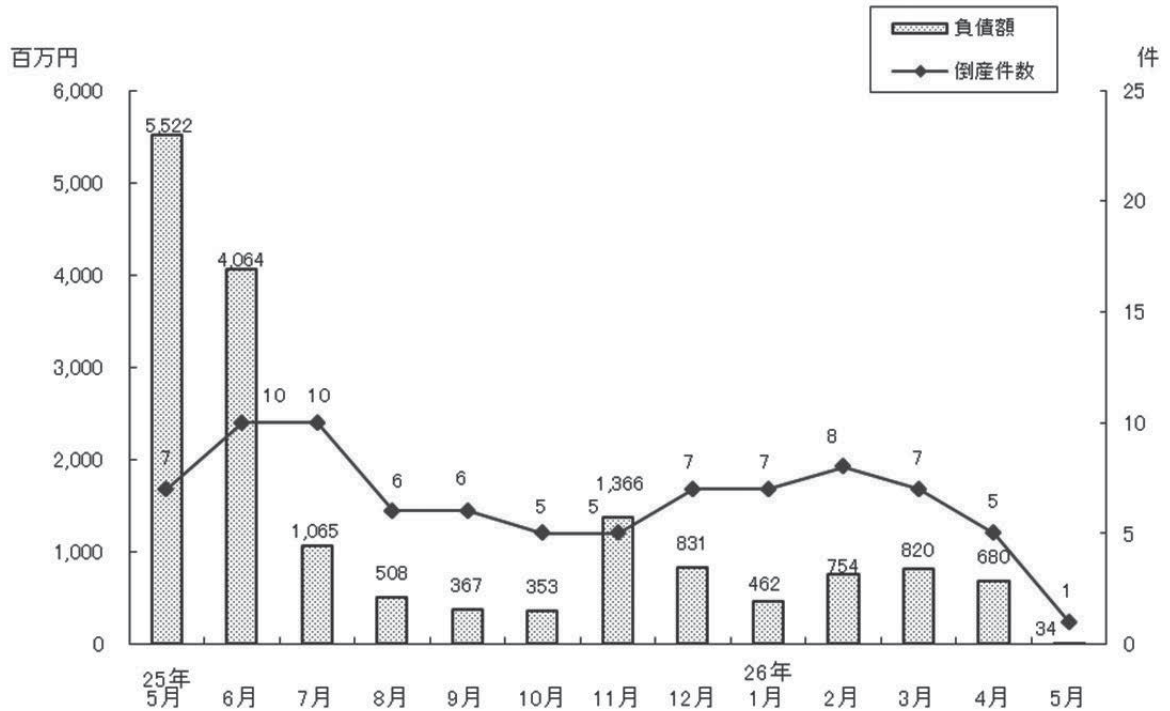
(負債額 1,000 万円以上・法的整理のみ)

(株)帝国データバンク 鹿児島支店

件数 1 件 負債総額 3,400 万円

〔件数〕 前年同月比 6 件減 〔負債総額〕 前年同月比 99.4%増

鹿児島県の倒産推移(平成25年5月～平成26年5月)



【概要】

平成 26 年 5 月の鹿児島県内の企業倒産（負債額 1,000 万円以上・法的整理）は、件数で 1 件（前月比 80.0%減、前年同月比 85.7%減）、負債総額は 3,400 万円（前月比 95.0%減、6 億 4,600 万円減、前年同月比 99.4%減、54 億 8,800 万円減）となった。

【各要因別】

- ・業種別では、卸売業 1 件
- ・主因別では、販売不振 1 件
- ・資本金では、100 万円～1,000 万円未満 1 件
- ・負債額では、1,000 万円～5,000 万円未満 1 件
- ・地域別では、鹿児島市 1 件

【ポイント】

5月度の倒産件数は前月を4件下回る1件であり、負債額も3,400万円で、表面的には件数・負債額ともに減少する形となった。平成26年に入ってから状況をも、件数・負債額ともに最小であった。倒産件数が1件に留まったのは平成24年5月以来。

【今後の見通し】

内閣府が5月に発表した月例経済報告によると、設備投資の判断について前月の「持ち直している」から4ヵ月振りに「増加している」に上方修正した。「増加している」との表現はリーマンショック前の平成20年2月以来、6年3ヵ月ぶりとなる。

4月の消費増税以降、反動による落ち込みが危惧される状況にあったが、自動車や住宅など一部高額商品に関しては一時的な落ち込みはあったものの、小売業などに関しては大幅な落ち込みもみられず、これまでのところ小売業等においても大幅な減収及び長期に亘る増税の影響は回避できるのではとの見方もある。

5月の倒産は件数、負債額ともに今年に入り最小となっており、表面的には県内での倒産発生は沈静化した状況にある。ただし5月中に決済難による事業停止から法的整理の準備を進めつつある企業も複数散見されるものであり、今後倒産件数が沈静化していくと判断するには時期尚早である。

公共工事の請負件数は増加傾向にあるものの、これまで技術者の雇用を最小限に抑制してきた企業にとっては外注先の確保も課題となっているようで、県外から技術者を招くケースもあると聞かれ、結果、現場経費が嵩むことで利幅が圧縮されるとの声も聞かれる。各シンクタンクなどにおいても景気判断を下方修正する動きにはないが、景気回復の局面においてハイピッチでの需要回復には大企業と中小零細企業とでは対応に対するスピード感もことなる様子が窺え、受注環境の好転が業績面での増収・増益に繋がらない様子も窺える。

6月以降の見通しとしては、現在法的整理に向けて準備中の企業が破産等の申請に至れば直ちに大型倒産の発生に直結するものであり、小売業界の事業再編なども巷間囁かれる状況にあっては、今後倒産件数が増加する懸念を払拭しがたい。

平成26年5月企業倒産状況（法的整理のみ）

企業名	所在地	業種	負債総額 (百万円)	資本金 (千円)	態様
(有) U	鹿児島市	ユニフォーム等販売	34	5,000	破産
1件 3,400万円					

中央会関連主要行事予定

平成26年7月	
8日(火) 16:00	地域別交流懇談会(大島地区) 経営革新事例 (株)アーダン 奄美市「奄美サンプラザホテル」
16日(水) 16:00	地域別交流懇談会(川薩地区) 経営革新事例 (有)藤井ピアノサービス 薩摩川内市「川内ホテル」
19日(土) 9:00	中央会青年部ソフトボール大会 鹿児島市「鹿児島ふれあいスポーツランド」
23日(水) 16:00	地域別交流懇談会(さつま地区) 経営革新事例 (株)小田豊商会 さつま町「ひかり別館」
29日(火) 16:00	地域別交流懇談会(大隅地区) 経営革新事例 (有)新和建設工業 鹿屋市「かのや大黒グランドホテル」
平成26年8月	
5日(火) 16:00	地域別交流懇談会(熊毛地区) 経営革新事例 (株)小田豊商会 西之表市「種子島あらきホテル」
7日(木) 16:00	地域別交流懇談会(北薩地区) 経営革新事例 (株)マルマエ 出水市「ホテル鶴2号館」
20日(水) 16:00	地域別交流懇談会(南薩地区) 経営革新事例 (有)眞茅木材 南さつま市「南さつま商工会議所」
27日(水) 16:00	地域別交流懇談会(曾於地区) 経営革新事例 日本有機(株) 曾於市「曾於建設会館」

第57回中小企業団体九州大会 in 熊本

- 開催日 平成26年9月4日(木)
- 開催地 熊本県
「市民会館崇城大学ホール(熊本市民会館)」
(熊本市中央区桜町1-3)

第66回中小企業団体全国大会 in 東京

- 開催日 平成26年10月23日(木)
- 開催地 東京都 「日比谷公会堂」
(東京都千代田区日比谷公園1-3)

表紙・本文中に登場する
「ぐりぶー」「さくら」は
鹿児島県のPRキャラクターです♪

©鹿児島県ぐりぶー・さくら#195



P63 組合のスペシャリストを目指そう!
~中小企業組合士試験問題にチャレンジ~の解答
1「×」 2「○」 3「×」 4「×」 5「○」
6「○」 7「○」 8「×」 9「×」 10「×」

中小企業かごしま (平成26年度 活性化情報第1号)

発行人 鹿児島県中小企業団体中央会 会長 小正芳史
〒892-0821 鹿児島市名山町9番1号 県産業会館5階
TEL 099-222-9258 FAX 099-225-2904
HP <http://www.satsuma.or.jp/>
印刷所 斯文堂株式会社